

参 考 資 料

資料 1. 京田辺市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱	1
資料 2. 京田辺市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿	2
資料 3. 京田辺市バリアフリー基本構想庁内検討会設置規程	3
資料 4. 京田辺市バリアフリー基本構想庁内検討会委員名簿	4
資料 5. 京田辺市バリアフリー基本構想策定体制	5
資料 6. 京田辺市バリアフリー基本構想策定の経緯	6
資料 7. 市民アンケート調査結果	8
資料 8. パブリックコメントの結果	7 1
資料 9. 用語の説明	7 3

資料1.京田辺市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

京田辺市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項の規定に基づき、京田辺市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、京田辺市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、基本構想の策定のため必要な事項を調査協議し、市長に意見を具申する。

(組織)

第3条 協議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、高齢者、障害者、学識経験者、公共交通事業者、道路管理者、京都府公安委員会その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の策定が完了する時までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、バリアフリー基本構想担当課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年11月1日から施行する。

資料2.京田辺市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

敬称略、順不同、上段は前任者

区分	種別	氏名	読み	所属団体名等・役職
委員	学識経験者	1	宗田 好史	ムネダ ヨシフミ 京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科 准教授 京都府立大学生命環境学部環境デザイン学科 准教授
		2	空閑 浩人	ウケノ ヒロト 同志社大学社会学部社会福祉学科教授
	市民委員	3	村上 喜重	ムラカミ ヨシシゲ 京田辺市社会福祉協議会 会長
		4	米野 充宏	ヨネ ミツヒロ 京田辺市障害者生活支援センター ふらっと センター長
		5	玉嶋 久興	タマシマ ヒサキ 京田辺市身体障害者協会 会長
		6	西村 博史	ニシムラ ヒロシ (社福) 共生福祉会たなべ緑の風作業所 施設長
		7	中川 晴美	ナカガワ ハルミ 京田辺市障害児(者)父母の会 会長
		8	植原 優	ウエハラ ムサシ 京田辺市聴覚障害者協会 会長
		9	岡井 丈志	オカイ ケン 京都府視覚障害者協会京田辺支部 支部長
		10	小林 弘	コバヤシ ヒロム 京田辺市老人クラブ連合会 会長
		11	市川 勝弘 秋田 繁光 立石 美佐	イチカワ カツヒロ アキタ シガシ タテイシ ミサ 京田辺市PTA連絡協議会 会長 京田辺市PTA連絡協議会 市立田辺中学校PTA 会長 京田辺市PTA連絡協議会 市立田辺中学校PTA 会長
		12	畠山 智子	ハタケヤマ トモコ 京田辺子育て支援者ネットワーク「おててつないで」世話役
		13	堀口 孝	ホリグチ タカシ 京田辺市商工会 会長
		14	藤田 喜一 平島 俊和 椿原 泰夫	フジタ キイチ ヒラシマ トシカズ ツバキハラ ヤスオ 京田辺市市政協力員連絡協議会 会長 京田辺市市政協力員連絡協議会 幹事 京田辺市市政協力員連絡協議会 幹事
		15	塩貝 建夫	シホガイ タテオ 京田辺市議会 文教福祉常任委員会 委員長
		16	喜多 進	キタ ススム 京田辺市議会 建設経済常任委員会 委員長
	公共交通事業者	17	又賀 重樹	マカガ シゲキ 西日本旅客鉄道株式会社 大阪支社企画課担当課長 西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部企画課担当課長
		18	平林 英明	ヒラハヤシ ヒデアキ 近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部大阪輸送統括部施設部 工務課長
		19	宮田 一夫	ミヤタ カズオ 京阪バス株式会社 運輸部大阪地区長
		20	米田 佳弘 山本 敦郎	コメダ ヨシヒロ ヤマモト アツロウ 奈良交通株式会社自動車事業本部乗合バス事業部 課長 奈良交通株式会社自動車事業本部乗合バス事業部運行課長
	京都府公安委員会 (京都府田辺警察署)	21	小西 雅弘 河田 秀嗣 岸本 章	コニシ マサヒロ カワタ ヒデツグ キシモト アキラ 京都府田辺警察署 交通課長 京都府田辺警察署 交通課長 京都府田辺警察署 交通課長
		道路管理者	22	柿本 伍市 福島 克章
	23		野田 泰弘 市田 雅巳	ノダ ヤスヒロ イチダ マサミ 京都府山城北土木事務所 企画調整室長 京都府山城北土木事務所 企画調整室長
	京田辺市	24	廣野 信	ヒロノ マコト 副市長
オブザーバー	1	羽田 祐治 足立 高弘	ハダ ユウジ アダチ タカヒロ 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局 首席運輸企画専門官 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局 首席運輸企画専門官	
	2	稲垣 勝彦 辻村 徳夫	イナガキ カツヒロ ツジムラ ノリオ 山城広域振興局 企画総務部企画振興室長 山城広域振興局 企画総務部企画振興室長	
	3	林 恒夫	ハヤシ ツネオ 京田辺市 保健福祉部長	
	4	中川 正章 井上 秀之	ナカガワ マサアキ イノウエ ヒデユキ 京田辺市 安心まちづくり室長 京田辺市 安心まちづくり室長	
	5	落合 孝義 橋本 善之	オチアイ タカヨシ ハシモト ヨシユキ 京田辺市 建設部長 京田辺市 建設部長	

資料3.京田辺市バリアフリー基本構想庁内検討会設置規程

京田辺市バリアフリー基本構想庁内検討会設置規程

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき、市内の重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成するに当たり、必要な事項を検討するため、京田辺市バリアフリー基本構想庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市内の旅客施設及びその周辺地区のバリアフリー化の現状の把握に関する事項
- (2) 重点整備地区に係る基本構想の作成に関する事項
- (3) その他基本構想を作成するために必要な事項

(組織)

第3条 庁内検討会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 建設部長
- (3) 安心まちづくり室担当課長
- (4) 総務部副部長
- (5) 市民部副部長
- (6) 保健福祉部副部長
- (7) 経済環境部副部長
- (8) 教育部副部長
- (9) 建設部技監
- (10) 建設部副部長

(座長及び副座長)

第4条 庁内検討会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、副市長をもって充て、副座長は、建設部長をもって充てる。

3 座長は、会務を総理し、庁内検討会を代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討会は、座長が必要と認めたときに、座長が招集し主宰する。

2 第3条に規定する者が出席できない場合は、所属部から代理人として課長職の者を必要に応じて出席させることができる。

(庶務)

第6条 庁内検討会の庶務は、バリアフリー基本構想担当課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、庁内検討会の運営に関し必要な事項は、座長が庁内検討会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

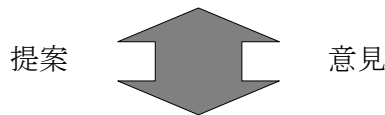
資料4.京田辺市バリアフリー基本構想庁内検討会委員名簿

上段は前任者

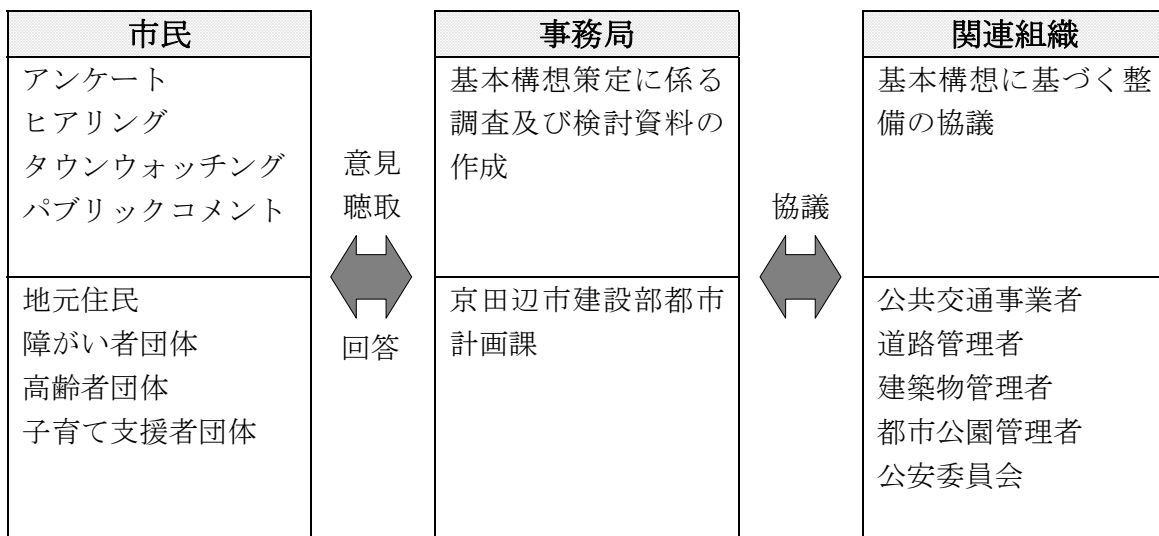
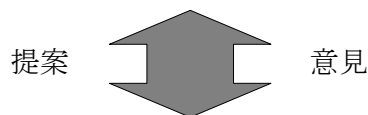
区 分	氏 名		読 み	役 職
座長	1	廣野 信	ヒロノ マコト	副市長
副座長	2	落合 孝義 橋本 善之	オチアイ タカヨシ ハシモト ヨシユキ	建設部長
委員	3	井上 秀之	イノウエ ヒデユキ	安心まちづくり室担当課長 安心まちづくり室長
	4	瀧山 茂樹	タキヤマ シゲキ	総務部副部長
	5	北村 茂 村上 陽一	キタムラ シゲル ムラカミ ヨウイチ	市民部副部長
	6	白井 裕之	シライ ヒロユキ	保健福祉部副部長
	7	安岡 隆司 近藤 敏夫	ヤスオカ タカシ コンドウ トシオ	経済環境部副部長
	8	小西 ケイ子 鈴木 勝浩	コニシ ケイコ スズキ カツヒロ	教育部副部長
	9	今西 克禎 野田 泰弘	イマニシ カツヨシ ノダ ヤスヒロ	建設部技監
	10	橋本 善之 山澤 彰太郎	ハシモト ヨシユキ ヤマサワ ショウタロウ	建設部副部長

資料5.京田辺市バリアフリー基本構想策定体制

京田辺市バリアフリー基本構想策定協議会	
基本構想策定に関する調査協議	
構成員：学 識 経 験 者	
市 民	(社会福祉協議会代表、障がい者団体代表、高齢者団体代表、PTA連絡協議会代表、子育て支援者団体代表、商工会代表、地元住民代表)
公共交通事業者	(西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、京阪バス株式会社、奈良交通株式会社)
道路管理者	(国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所、京都府山城北土木事務所)
京都府公安委員会	(京都府田辺警察署)



京田辺市バリアフリー基本構想庁内検討会
基本構想案の作成及び関連する事項
構成員：副市長、建設部長、安心まちづくり室長、総務部副部長、市民部副部長、保健福祉部副部長、経済環境部副部長、教育部副部長、建設部技監、建設部副部長



資料6.京田辺市バリアフリー基本構想策定の経緯

第1回策定協議会（平成21年12月18日）

<会議テーマ>バリアフリー新法及び基本構想について
本市のバリアフリーに関する現況について
アンケート調査票について

<討議意見> ①アンケート票の内容について
②アンケートの視覚障がい者への配慮について

第2回策定協議会（平成22年3月29日）

<会議テーマ>市民アンケート調査結果について
ヒアリング結果について

<討議意見> ①田辺地区だけでなく松井山手地区も重点整備地区としてはどうか。
②策定委員による現地調査の結果から重点整備地区を検討してはどうか。

協議会委員等による現地調査（平成22年6月2日）

<目的>「重点整備地区」を設定するに際して、机上のみではなく現地調査を行う。

<内容>①実際に現地を歩き、検討すべき「生活関連施設」・「生活関連経路」としての妥当性を調査する。

②車イスとアイマスクを使ってバリアを体験する。

第3回策定協議会（平成22年7月8日）

<会議テーマ>現地調査報告について
「重点整備地区」と「生活関連施設」・「生活関連経路」の選定について
基本構想の目標と方針について
タウンウォッチング実施要領について

<討議結果> ①「重点整備地区」を田辺地区とし、「生活関連施設」・「生活関連経路」候補の事務局案を承認。
②タウンウォッチング実施要領について、事務局提案を承認。
③基本構想の目標と方針について、次回以後引き続き協議を行う。

第4回策定協議会（平成22年9月24日）

<会議テーマ>タウンウォッチング調査結果について
「生活関連施設」・「生活関連経路」候補の課題と整備の方向について
事業者協議と事業者協議シートについて
基本構想の目標と方針案について

<討議結果> ①各施設・各経路の課題を踏まえて、事業者協議を進めることについて承認。
②基本構想の目標と方針について、事務局案を承認。

第5回策定協議会（平成22年11月25日）

<会議テーマ>バリアフリー基本構想素案について

<討議結果> これまでの内容をまとめた1章～7章について承認。
整備方針・整備目標及び推進方策については引き続き協議を行う。

第 6 回策定協議会（平成 23 年 2 月 22 日）

<会議テーマ>バリアフリー基本構想素案について

<討議結果> ①基本構想素案の内容について承認。

パブリックコメント（平成 23 年 3 月 1 日～3 月 31 日）

<概要>市ホームページに基本構想素案を掲載。また、市役所、図書館等 6 施設に基本構想素案を配置し、市民の方々から意見を募集。

第 7 回策定協議会（平成 23 年 6 月 29 日）

<会議テーマ>パブリックコメントの結果について
基本構想のまとめについて

<討議結果> ①基本構想案の完成。

資料7. 市民アンケート調査結果

1. アンケート調査の概要

(1) 調査方法

・配布

高齢者：住民基本台帳による無作為抽出を行い郵送

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者：担当課による抽出を行い郵送

子ども連れ（妊婦）：担当課による直接配布

・回収

返信封筒による郵送

・記入

本人（または家族等の代理の者）による自己記入方式（無記名）

(2) 調査期間

平成22年1月9日（土）～1月17日（日）

(3) 回収結果

対象者	対象人数	配布数	回収数	回収率
高齢者（65歳以上）	11,251	1,170	781	66.8%
身体障がい者	2,788	500	270	48.6%
知的障がい者	341	120	58	
精神障がい者	185	90	41	
子ども連れ（妊婦）	2,400	120	62	51.7%
計	16,965	2,000	1188	59.4%

※身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者は、重複して障害のある方がおられるため、回収数の計とは一致しません。

※子ども連れとは、ベビーカーを使用する0～2歳の子どもを育児中の方のことを指します。

※子ども連れ（妊婦）の対象人数は、年間の母子手帳交付実績（約600人）に基づき、2,400人と想定しています。

※有効回答人数とは、各設問毎の回答者数です。ただし、妊娠時と子ども連れ時の回答者数は重複計上しています。

※以下、グラフと表にてアンケート結果を示しますが、数値については四捨五入の関係上、計100.0%にならない場合があります。

2. アンケート設問一覧表

設問内容	形式	配布対象				
		高齢	身体	知的	精神	子育て
回答者	単数	○	○	○	○	—
アンケートの対象となる方に関する設問（1）						
外出の頻度	単数	○	○	○	○	—
外出の主な目的	複数	○	○	○	○	—
外出の際の移動手段	複数	○	○	○	○	◎
外出の際の歩行補助具	複数	○	○	○	○	—
外出の際のベビーカーの利用	単数	—	—	—	—	○
外出の際の付き添いの必要性	単数	○	○	○	○	—
付き添いを必要とする理由	複数	○	○	○	○	—
利用する施設に関する質問						
利用する施設と移動手段	複数	○	○	○	○	◎
利用する施設で特に困ること	複数	○	○	○	○	◎
利用する鉄道駅に関する質問						
電車の利用の有無	単数	○	○	○	○	—
妊娠前と比べて電車を利用する割合の変化	単数	—	—	—	—	◎
利用する鉄道駅と移動手段	複数	○	○	○	○	○
利用する鉄道駅で特に困ること	複数	○	○	○	○	◎
利用する鉄道駅周辺に関する質問						
利用する鉄道駅の周辺道路で特に困ること	複数	○	○	○	○	—
外出する際に特に困ること	複数	—	—	—	—	◎
路線バスに関する質問						
路線バスの利用の有無	単数	○	○	○	○	—
妊娠前と比べて路線バスを利用する割合の変化	単数	—	—	—	—	◎
路線バスを利用する際に困ること	複数	○	○	○	○	◎
介護福祉タクシーに関する質問						
介護福祉タクシーの利用の有無	単数	○	○	○	○	—
利用する介護福祉タクシーの事業形態	複数	○	○	○	○	—
介護福祉タクシーを利用する際の主な目的	複数	○	○	○	○	—
介護福祉タクシーを利用する際に特に困ること	複数	○	○	○	○	—

アンケートの対象となる方に関する設問（2）

年齢	単数	○	○	○	○	—
子どもの年齢と人数	複数	—	—	—	—	○
性別	単数	○	○	○	○	—
妊娠の有無	単数	—	—	—	—	○
地域	単数	○	○	○	○	○
身体障害者手帳の有無と等級	単数	○	○	○	○	—
障害の部位	複数	○	○	○	○	—
療育手帳の有無と等級	単数	○	○	○	○	—
精神障害者保健福祉手帳の有無と等級	単数	○	○	○	○	—

※子ども連れ（妊婦）の「◎」は、妊娠時の場合と子ども連れ時の場合の両方を質問。

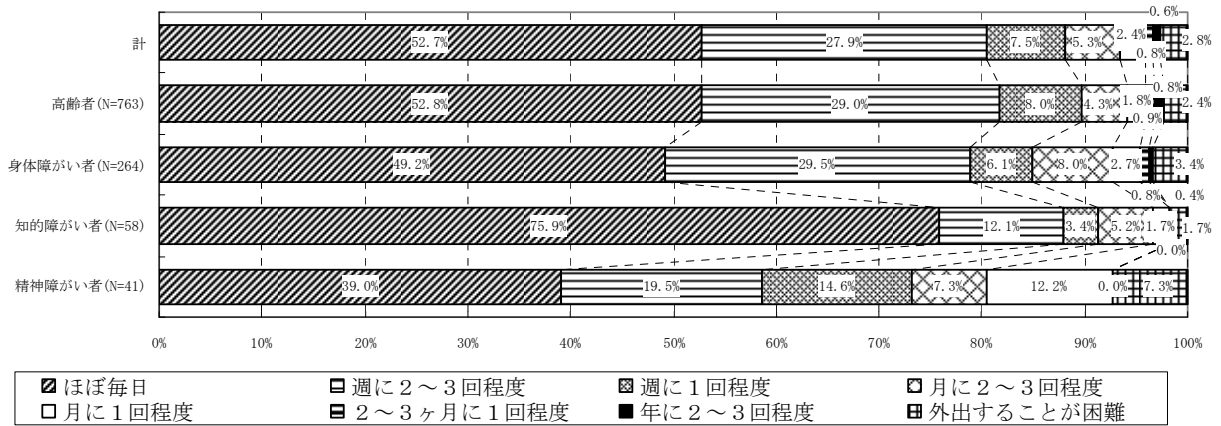
3. アンケート結果の概要

設問内容	主な結果
外出の目的	「買い物」「通院やリハビリ」「趣味や娯楽」が多い
外出の移動手段	高齢者、障がい者では「電車」「自分で車運転」「車に乗せてもらう」が多いが、妊娠時、子ども連れでは車利用が多く、電車バスの利用が少ない
外出の付き添い	最も多いのが「知的障がい者」で「電車バスの乗り降りが困難」
徒歩でよく利用する施設	「スーパー・お店」「金融機関」「郵便局」「公民館」が多い
電車バスでよく利用する施設	「市役所」「田辺中央病院」「スーパー・お店」「保健センター・休日応急診療所」が多い
地区別徒歩でよく利用する施設	いずれの地区も「スーパー・お店」「郵便局」「金融機関」が多い
地区別電車バスでよく利用する施設	「市役所」「田辺中央病院」「スーパー・お店」が多い
困ることがある施設	「駅」「市役所」「中央公民館」「田辺中央病院」「スーパー・お店」「保健センター・休日応急診療所」となっている
よく利用する鉄道駅	「新田辺駅」「京田辺駅」「松井山手駅」の順である
困ることがある駅	よく利用する駅と同様である
駅利用上困ること	「近くに駐車場がない」「トイレが使いにくい」「アナウンスが聞こえにくい」「切符が購入しにくい」
駅周辺の道路で困ること	新田辺駅：「歩道がせまい」「歩道に傾きがある」「デコボコがある」 松井山手駅：「ベンチ等が少ない」「滑りやすい」「デコボコがある」 京田辺駅：「歩道がない」「歩道が狭い」「歩道に起伏が多い」
子ども連れ時の電車の利用	「減った」が 58.1%である
バスの利用頻度	「利用する」が約半数である
バス利用上困ること	「バスの乗り降り」「バス停に屋根がない」「時刻表が見にくい」
子ども連れ時のバスの利用	「バスを利用しない」が約 70%、「減った」が 16.4%である
介護福祉タクシーの利用	利用している人は 1 割未満で、その利用は身体障害者と知的障害者が多い
利用したタクシーの種類	介護事業所のタクシーが多く、身体障害者は福祉専用タクシーも利用している
介護福祉タクシーの利用目的	通院やリハビリでの利用が多い
介護福祉タクシーの問題点	予約が必要で、利用料金が高いという問題があり、かつ利用方法がわからない人も多い
自由意見	「歩道を走る自転車が危ない」「歩道上の駐輪が歩行の妨げとなる」 「窓口対応が不適切な場合がある」「職員研修をしてほしい」

4. アンケート結果 (N=有効回答人数)

(1) 外出の頻度

全ての対象に対して「ほぼ毎日」外出するが最も多く、次いで「週に2～3回程度」が多い。



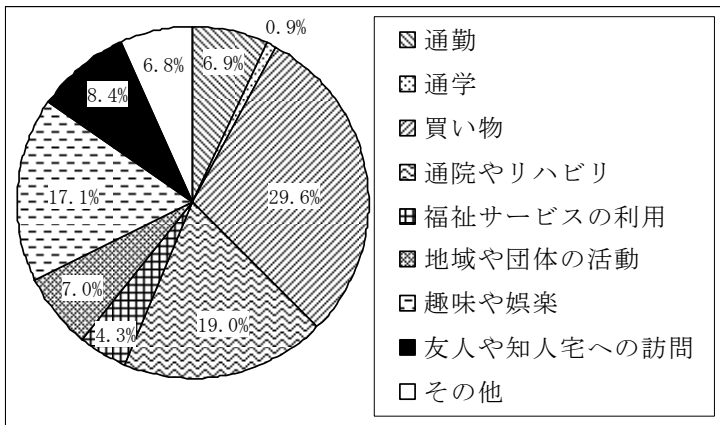
(2) 外出の主な目的

全体での回答総数に占める目的別の割合は、「買い物」29.6%が最も多く、ついで「通院やリハビリ」19.0%となっている。

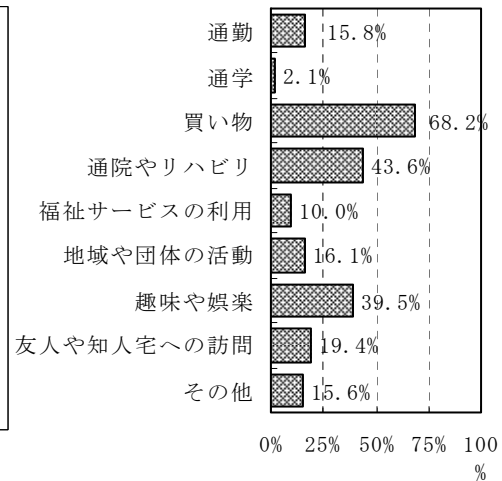
次に、有効回答人数に対する目的別の割合は、「買い物」68.2%が最も多く、ついで「通院やリハビリ」43.6%となっている。

また、有効回答人数に対する目的別の割合を対象者別にみると、高齢者では「買い物」72.2%、「趣味や娯楽」45.6%、身体障がい者では「買い物」62.2%、「通院やリハビリ」55.3%、知的障がい者では「買い物」51.7%、「通院やリハビリ」及び「通勤」36.2%、精神障がい者では「通院やリハビリ」69.2%、「買い物」53.8%となっている。

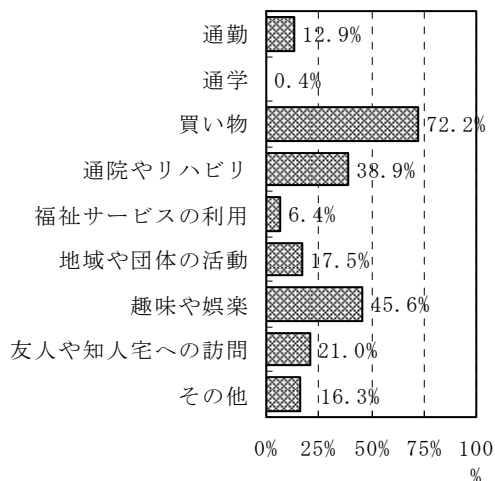
回答総数(2590)に占める
目的別の割合



有効回答人数(N=1125)に対する
目的別の割合

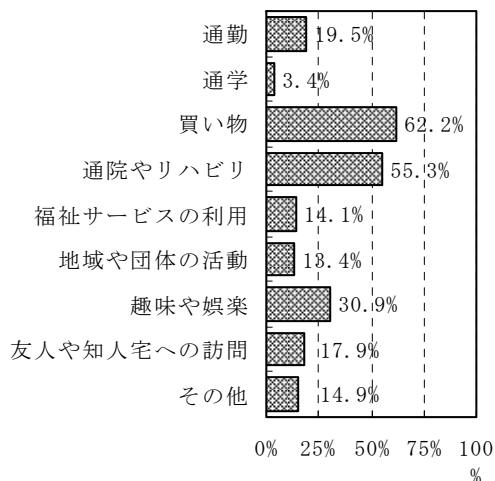


高齢者 (N=766)



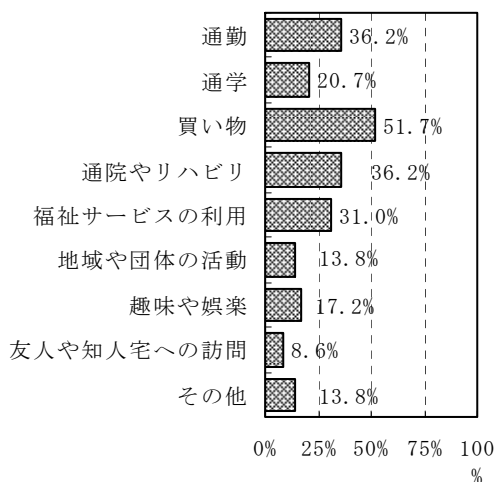
回答総数 (1,771)

身体障がい者 (N=262)



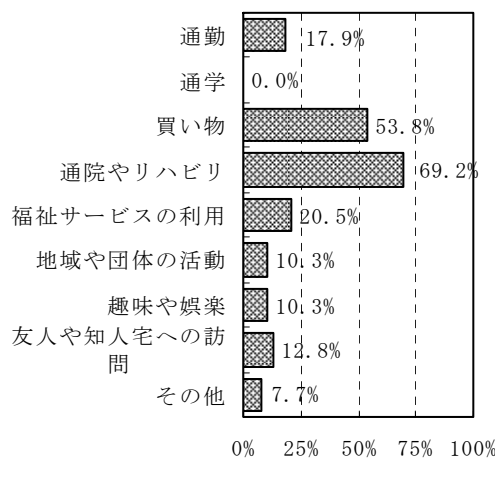
回答総数 (607)

知的障がい者 (N=58)



回答総数 (133)

精神障がい者 (N=39)

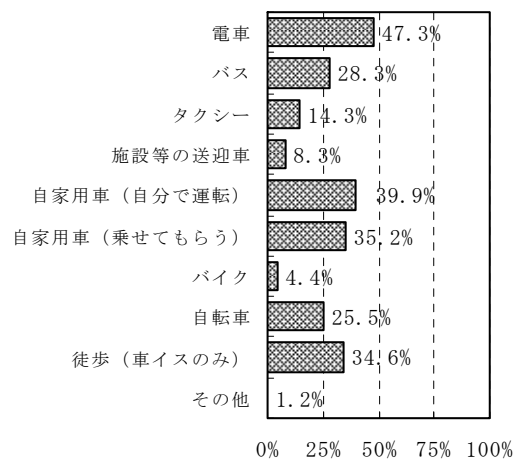


回答総数 (79)

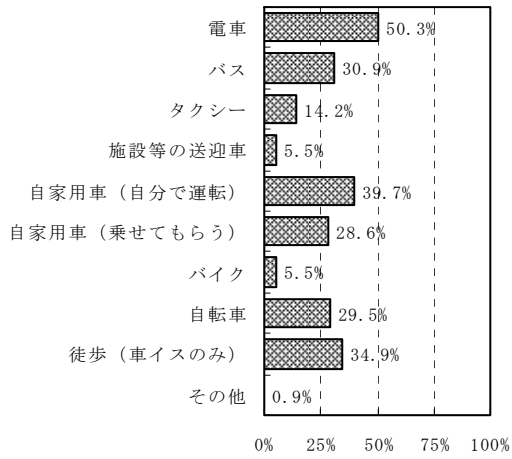
(3) 外出の際の移動手段

全体では、電車 47.3%と最も多く、ついで車（自分で運転）39.9%、車（乗せてもらう）35.2%となり、さらに徒歩 34.6%となっている。

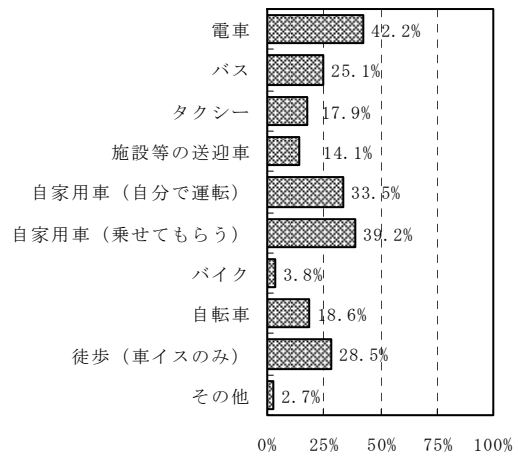
計 (N=1251)



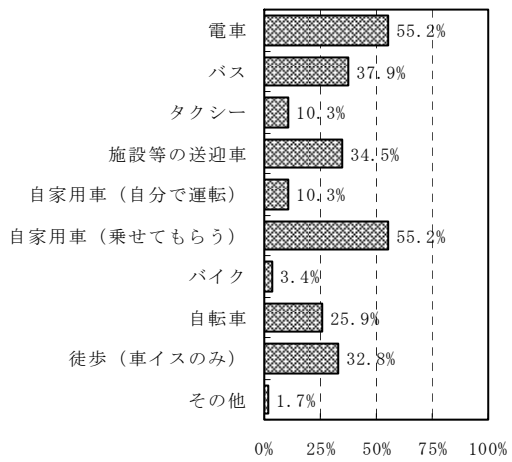
高齢者 (N=770)



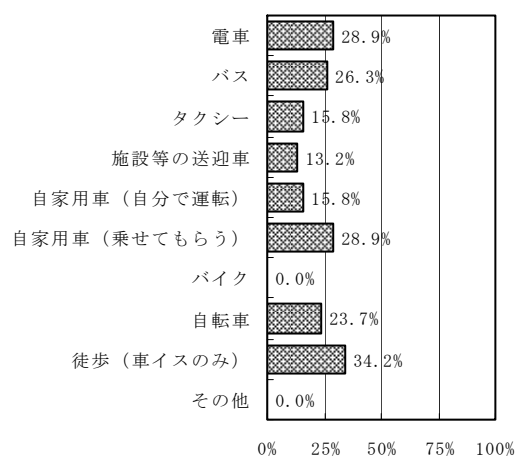
身体障がい者 (N=263)



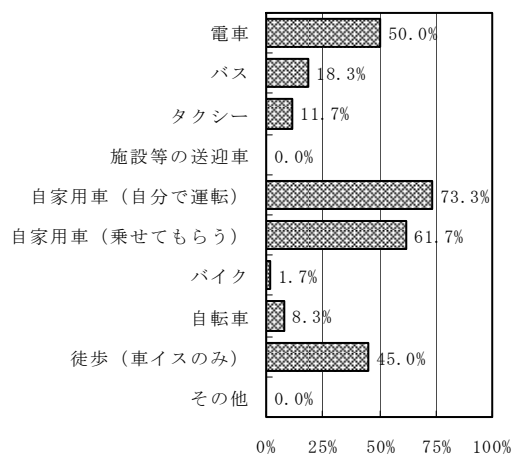
知的障がい者 (N=58)



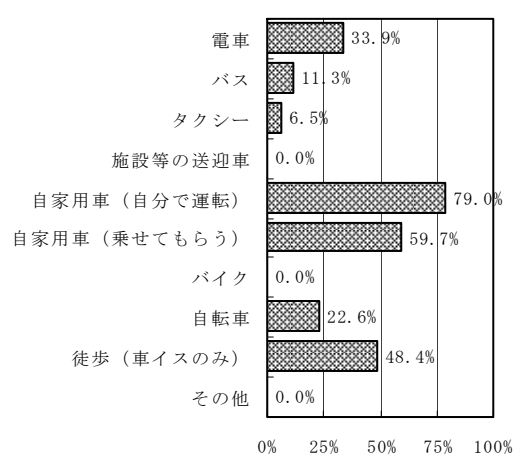
精神障がい者 (N=38)



妊婦 (N=60)



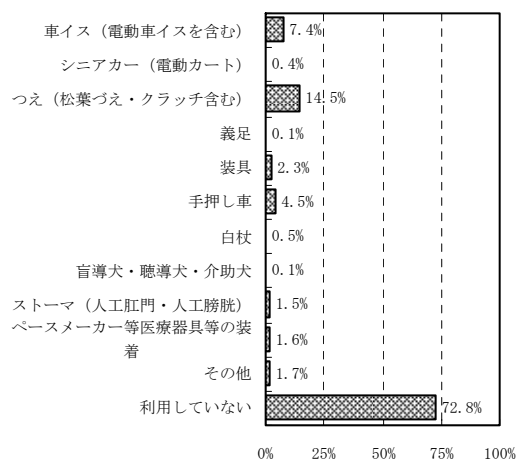
子ども連れ (N=62)



(4) 外出の際の歩行補助具

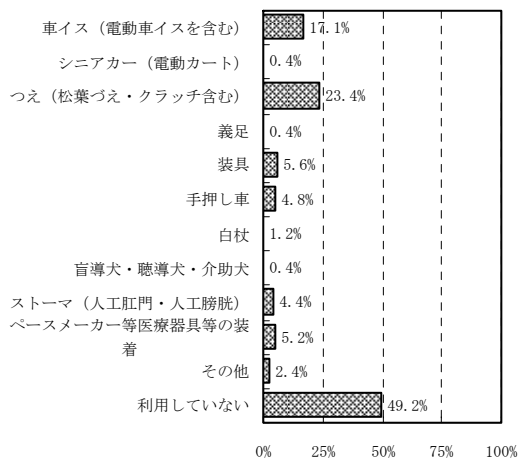
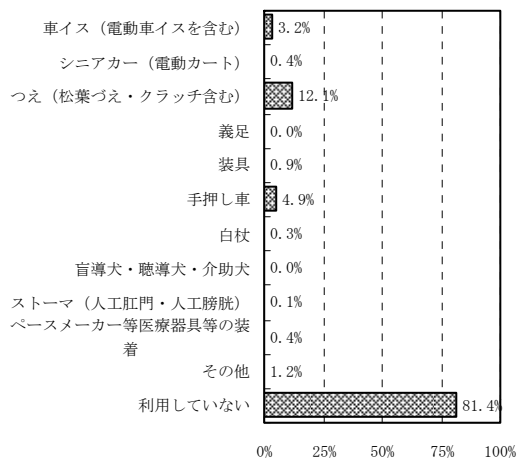
高齢者、身体障がい者、精神障がい者では「つえ」の利用が最も多く、知的障がい者では「車イス」の利用が多い。

計 (N=1019)



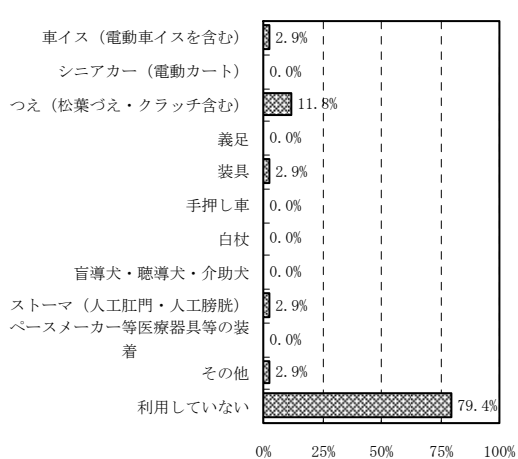
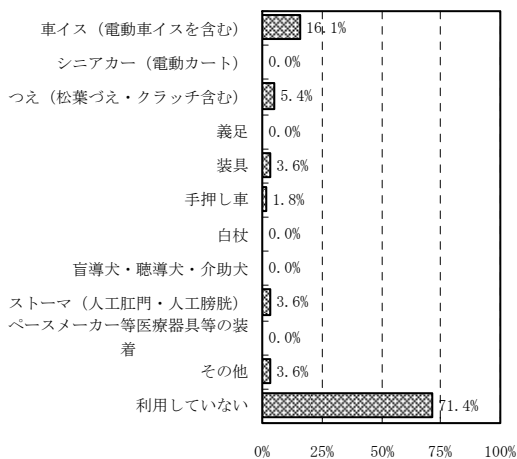
高齢者 (N=677)

身体障がい者 (N=252)



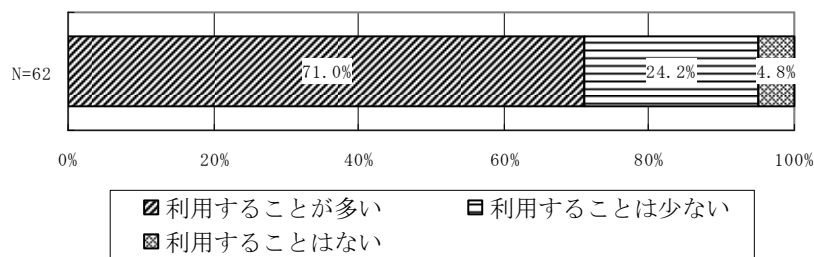
知的障がい者 (N=56)

精神障がい者 (N=34)



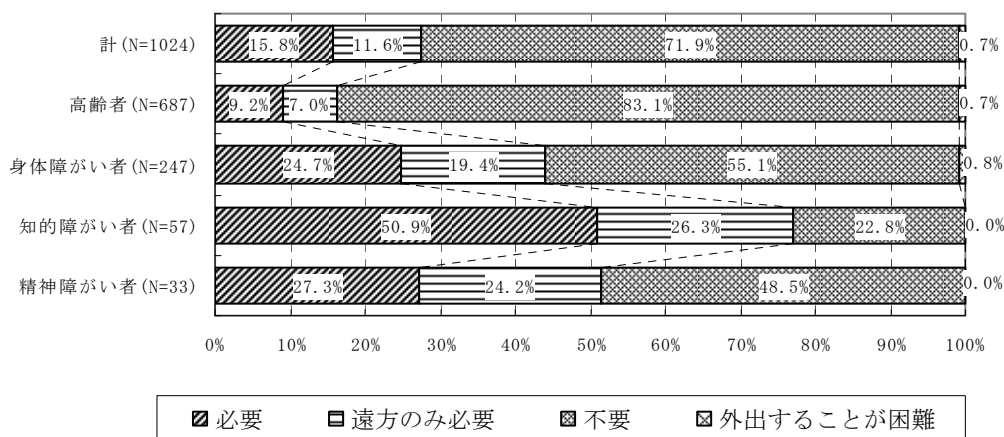
(5) 外出の際のベビーカーの利用 (妊婦・子ども連れのみ)

ベビーカーを「利用することが多い」71.0%で最も多い。



(6) 外出の際の付き添いの必要性

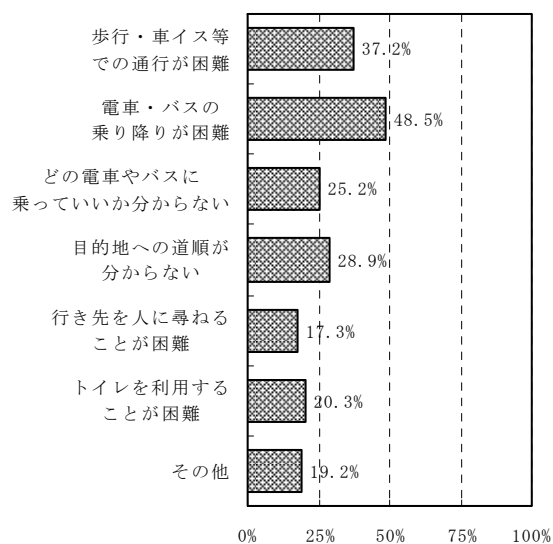
知的障がい者において、付き添いの「必要性」が高い。



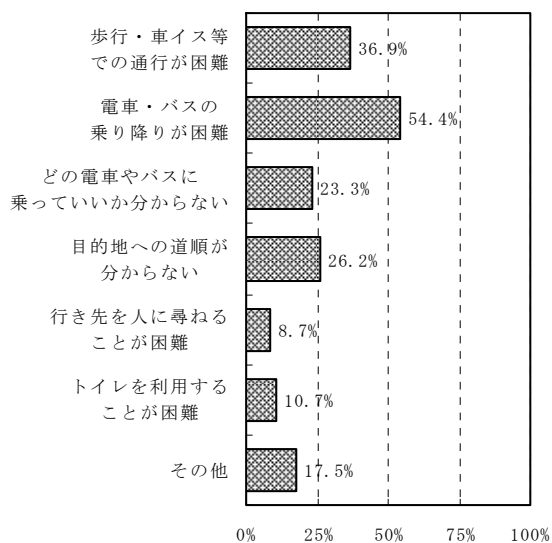
(7) 外出の際に付き添いを必要とする理由

高齢者、身体障がい者、では「電車・バスの乗り降りが困難」が最も多く、知的障がい者、精神障がい者では「目的地への道順が分からない」が最も多い。

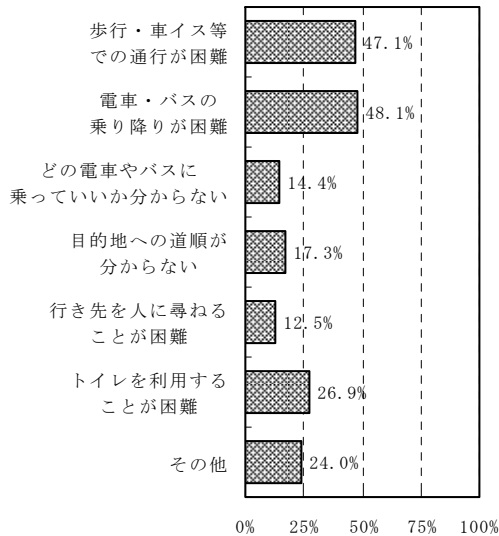
計 (N=266)



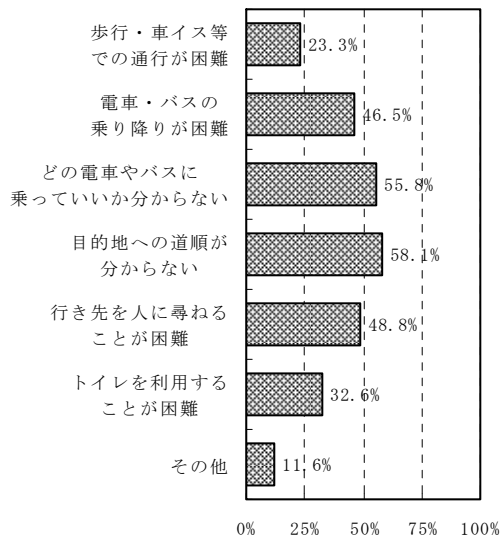
高齢者 (N=103)



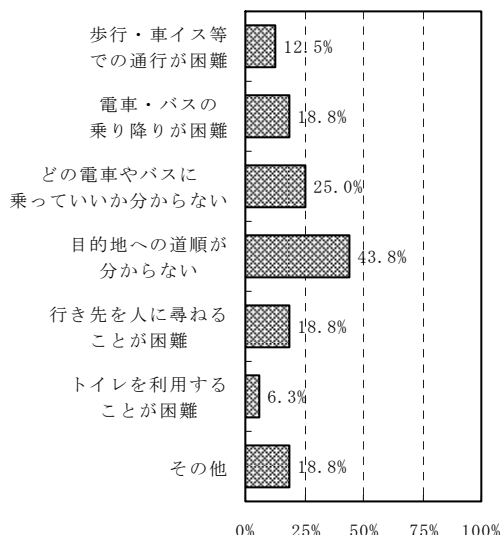
身体障がい者 (N=104)



知的障がい者 (N=43)



精神障がい者 (N=16)



(8) よく利用する施設 (徒歩+公共交通機関+その他)

単位：人

	1位	2位	3位	4位	5位
高齢者 (N=1043)	スーパー・お店 879	市役所 505	郵便局 460	金融機関 448	田辺中央病院 355
身体障がい者 (N=352)	スーパー・お店 276	市役所 165	郵便局 141	金融機関 139	その他医療施設 130
知的障がい者 (N=80)	スーパー・お店 56	その他医療施設 35	市役所 31	田辺中央病院 27	中央図書館 26
精神障がい者 (N=49)	スーパー・お店 29	その他医療施設、田辺中央病院 21		市役所 20	金融機関 15
妊婦 (N=72)	スーパー・お店 65	市役所 36	金融機関 31	郵便局 30	保健センター、田辺中央病院 21
子ども連れ (N=83)	スーパー・お店 72	市役所 34	金融機関 32	保健センター 30	郵便局 29

※保健センター・休日応急診療所は「保健センター」と記述している。

(9) -①よく利用する施設（徒歩）

単位：人

	1位	2位	3位	4位	5位
高齢者 (N=327)	スーパー・お店 272	郵便局 202	金融機関 186	公民館 115	北部住民センター 90
身体障がい者 (N=95)	スーパー・お店 66	郵便局 45	金融機関 38	公民館 24	公園 22
知的障がい者 (N=22)	スーパー・お店 11	金融機関 7	公園、飲食店 6		中央図書館、 公民館 4
精神障がい者 (N=16)	スーパー・お店 14	郵便局 5	金融機関、公園 4		市役所、社会 福祉センター、 他4施設 3
妊婦 (N=26)	スーパー・お店 20	金融機関 13	郵便局 10	公園 9	田辺中央病院 5
子ども連れ (N=32)	スーパー・お店 24	郵便局 13	金融機関、公園 12		中央図書館 6

(9) -②よく利用する施設（公共交通機関）

単位：人

	1位	2位	3位	4位	5位
高齢者 (N=217)	市役所 113	田辺中央病院 104	スーパー・お店 99	中央図書館 54	中央公民館 46
身体障がい者 (N=57)	田辺中央病院 30	スーパー・お店 29	その他医療施設 24	市役所 20	金融機関 14
知的障がい者 (N=18)	スーパー・お店 9	市役所、田辺中央病院、その他医療施設 6			中央図書館 4
精神障がい者 (N=11)	スーパー・お店、田辺中央病院 6		市役所 5	中央図書館、金融機関 4	
妊婦 (N=3)	市役所 3	保健センター、田辺中央体育館、金融機関 1			-
子ども連れ (N=2)	市役所、田辺中央病院 1		-	-	-

※保健センター・休日応急診療所は「保健センター」と記述している。

(9) -③よく利用する施設（その他）

単位：人

	1位	2位	3位	4位	5位
高齢者 (N=499)	スーパー・お店 508	市役所 331	郵便局 225	金融機関 222	田辺中央病院 207
身体障がい者 (N=200)	スーパー・お店 181	市役所 128	郵便局 88	金融機関 87	田辺中央病院 85
知的障がい者 (N=40)	スーパー・お店 36	市役所 25	社会福祉センター、中央公民館、田辺中央体育館 20		
精神障がい者 (N=22)	その他医療施設 13	市役所、田辺中央病院 12		スーパー・お店 9	中央図書館 8
妊婦 (N=43)	スーパー・お店 45	市役所 32	保健センター、郵便局 20		金融機関 18
子ども連れ (N=49)	スーパー・お店 48	市役所 32	保健センター 29	田辺中央病院 23	金融機関 20

※保健センター・休日応急診療所は「保健センター」と記述している。

(10) 利用する上で困ることがある施設

単位：人

	1位	2位	3位	4位	5位
高齢者 (N=84)	駅 20	市役所 16	中央公民館 10	その他公共施設 6	スーパー・お店 5
身体障がい者 (N=67)	市役所 13	田辺中央病院 9	駅、スーパー・お店 8	社会福祉センター 4	
視覚 (N=8)	市役所、田辺中央病院 2		社会福祉センター、駅、その他の公共施設 1		
聴覚 (N=7)	田辺中央病院 2	市役所、社会福祉センター、公園、金融機関、飲食店 1			
下肢 (N=26)	駅 6	スーパー・お店 5	市役所、その他公共施設 4	中央図書館、北部住民センター、他5施設 1	
知的障がい者 (N=7)	その他公共施設 4	中央図書館、その他医療施設 1	-		-
精神障がい者 (N=10)	その他医療施設 4	スーパー・お店 2	市役所、北部住民センター 1	-	
妊婦 (N=31)	駅 9	市役所 5	公民館、郵便局 3	スーパー・お店、金融機関 2	
子ども連れ (N=37)	スーパー・お店 8	市役所 6	駅 5	保健センター、公園、郵便局 3	

※保健センター・休日応急診療所は「保健センター」と記述している。

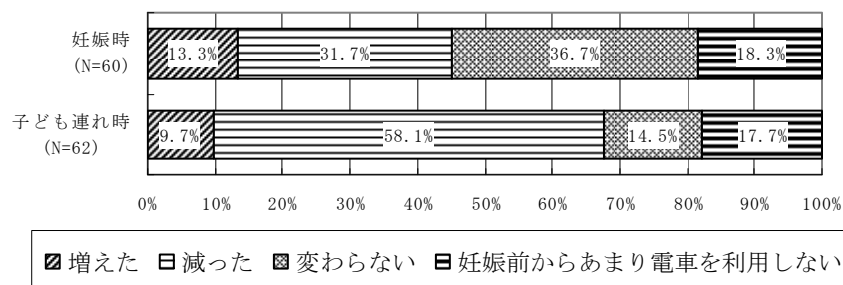
※「その他」回答を表記していないため、回答数の計は有効回答人数に達しない場合がある。

(11) よく利用する鉄道駅

	1位	2位	3位
高齢者 (N=655)	新田辺駅 (72.1%)	京田辺駅 (43.7%)	松井山手駅 (38.6%)
身体障がい者 (N=199)	新田辺駅 (74.9%)	京田辺駅 (42.7%)	松井山手駅 (28.1%)
知的障がい者 (N=42)	新田辺駅 (78.6%)	京田辺駅 (59.5%)	松井山手駅 (35.7%)
精神障がい者 (N=26)	新田辺駅 (73.1%)	京田辺駅 (53.8%)	松井山手駅 (26.9%)
子ども連れ(妊婦) (N=61)	新田辺駅 (54.1%)	京田辺駅 (39.3%)	松井山手駅 (29.5%)

(12) 妊娠前と比較して電車を利用する割合は変わったか

妊娠時と子ども連れ時は共に電車を利用するのが「減った」が最も多く、「増えた」という人が最も少ない。



(13) 利用する上で困ることがある鉄道駅

単位：人

	1位	2位	3位
高齢者 (N=477)	新田辺駅 95	松井山手駅 47	京田辺駅 39
身体障がい者 (N=164)	新田辺駅 55	京田辺駅 19	松井山手駅 17
視覚 (N=22)	松井山手駅、京田辺駅、近鉄三山木駅 4		
聴覚 (N=21)	新田辺駅 6	松井山手駅、京田辺駅、興戸駅 2	
下肢 (N=73)	新田辺駅 21	京田辺駅 9	松井山手駅 7
知的障がい者 (N=28)	新田辺駅 7	京田辺駅 3	興戸駅 2
精神障がい者 (N=17)	新田辺駅 6	京田辺駅 2	興戸駅、同志社前駅、JR 三山木駅 1

(14) -①利用する上で困ること（新田辺駅）

単位：人

	1位	2位	3位
高齢者 (N=84)	近くに駐車場がない（少ない） 39	エレベーターがない 24	エスカレーターがない 15
身体障がい者 (N=40)	近くに駐車場がない（少ない） 19	エレベーターがない 16	自宅から駅や駅から目的地までの移動 11
知的障がい者 (N=5)	トイレが使いにくい 3	エレベーターがない、障がい者トイレがない、アナウンスが聞こえにくい 2	
精神障がい者 (N=5)	トイレが使いにくい 4	エスカレーターがない、障がい者トイレがない、券売機で切符を購入しにくい、ベンチ等休憩施設が少ない 2	

(14) -②利用する上で困ること（京田辺駅）

単位：人

	1位	2位	3位
高齢者 (N=33)	駅の近くに駐車場がない（少ない） 14	ベンチ等休憩施設が少ない、自宅から駅や駅から目的地までの移動 7	
身体障がい者 (N=9)	駅の近くに駐車場がない（少ない） 9	自宅から駅や駅から目的地までの移動 4	改札へ向かう階段がきつい、ホームへ向かう階段が狭い 3
知的障がい者 (N=1)	電車の乗り降り、トイレ（障がい者トイレ含む）が使いにくい、駅の近くに駐車場がない（少ない） 1		
精神障がい者 (N=1)	トイレ（障がい者トイレ含む）が使いにくい、障がい者トイレがない、案内表示や料金表、時刻表が見にくい、ベンチ等休憩施設が少ない 1		

(14) ③利用する上で困ること (松井山手駅)

単位：人

	1位	2位	3位
高齢者 (N=46)	駅の近くに駐車場がない (少ない) 21	エスカレーターがない 15	ベンチ等休憩施設が少ない、案内表示がない 9
身体障がい者 (N=12)	駅の近くに駐車場がない (少ない) 6	改札口の幅が狭い、券売機で切符を購入しにくい 3	
知的障がい者 (N=1)	改札口の幅が狭い 1	—	—
精神障がい者 (N=0)	—	—	—

(15) 鉄道駅周辺の道路で困る駅

単位：人

	1位	2位	3位
高齢者 (N=249)	新田辺駅 117	松井山手駅 58	京田辺駅 36
身体障がい者 (N=195)	新田辺駅 60	京田辺駅 20	松井山手駅 16
知的障がい者 (N=37)	新田辺駅、松井山手駅 5		京田辺駅 3
精神障がい者 (N=25)	新田辺駅 6	京田辺駅 2	興戸駅、同志社前駅、JR三山木駅 1

(16) ①鉄道駅周辺の道路で困ること (新田辺駅)

単位：人

	1位	2位	3位
高齢者 (N=83)	歩道が狭い 40	歩道や路肩に駐車している 37	歩道が少ない (ない) 33
身体障がい者 (N=48)	段差やデコボコがある 23	歩道が狭い 22	歩道に起伏が多い 19
知的障がい者 (N=5)	段差やデコボコがある、歩道が左右に傾いている、歩道に起伏が多い、歩道がない、溝ふたの隙間が大きい 2		
精神障がい者 (N=4)	段差やデコボコがある 3	歩道が少ない (ない)、歩道が狭い、歩道等の放置自転車 2	

(16) -②鉄道駅周辺の道路で困ること (松井山手駅)

単位：人

	1位	2位	3位
高齢者 (N=49)	ベンチ等の休憩施設が 少ない 12	タイル等の舗装が滑りやすい、段差やデコボコがあ る、歩道や路肩に駐車している 11	
身体障がい者 (N=15)	タイル等の舗装が滑り やすい 5	ベンチ等の休憩施設が 少ない 4	歩道や路肩に駐車してい る車 2
知的障がい者 (N=4)	段差やデコボコがある 2	タイル等の舗装が滑り やすい 1	—
精神障がい者 (N=0)	—	—	—

(16) -③鉄道駅周辺の道路で困ること (京田辺駅)

単位：人

	1位	2位	3位
高齢者 (N=19)	歩道が少ない (ない) 16	ベンチ等の休憩施設が 少ない 12	歩道が狭い、段差やデコ ボコがある 8
身体障がい者 (N=11)	歩道に起伏が多い 8	歩道が狭い 7	自転車の歩道の通行、ベン チ等の休憩施設が少な い 6
知的障がい者 (N=2)	歩道が少ない (ない)、歩道が狭い、歩道に起伏が多い、歩道が左右に傾いて いる、タイル等の舗装が滑りやすい、段差やデコボコがある、溝のフタ等の穴 や隙間が大きい、自転車の歩道の通行 1		
精神障がい者 (N=2)	歩道が狭い 2	歩道に起伏が多い、歩道等の放置自転車、自転車の 歩道の通行、ベンチ等の休憩施設が少ない 1	

(17) バスの利用頻度

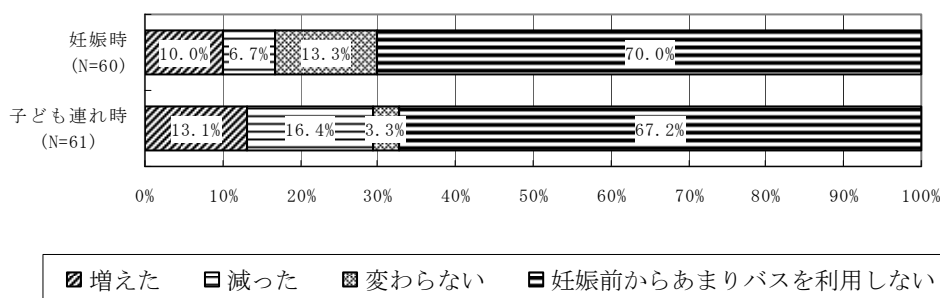
全体として、約半数の者が、バスを利用している。

単位：人

	利用する	利用したいが 制約があり利用が困難	バス路線が近くにないため 利用できない	バスの便数が少ないため利用できない	利用しない
高齢者 (N=631)	311	22	21	23	254
身体障がい者 (N=226)	82	19	13	7	105
知的障がい者 (N=51)	23	3	0	1	24
精神障がい者 (N=31)	12	2	3	0	14

(18) 妊娠前と比較してバスを利用する割合は変わったか

妊娠時、子ども連れ時、共に「妊娠前からあまりバスを利用しない」が最も多く、子ども連れ時では利用が「減った」が多い。



(19) バスを利用する上で困ること

単位：人

	1位	2位	3位
高齢者 (N=311)	時刻表が見にくい、屋根がなく雨に濡れる 45		ベンチ等が少ない(ない) 41
身体障がい者 (N=98)	バスの乗り降り 28	屋根がなく雨に濡れる 21	自宅からバス停、目的地への移動が困難 15
知的障がい者 (N=25)	バスの乗り降り、屋根がなく雨に濡れる 6		ベンチ等が少ない(ない) 4
精神障がい者 (N=14)	屋根がなく雨に濡れる 5	ベンチ等が少ない(ない) 4	時刻表が見にくい、車内の料金表が見にくい 3
妊婦 (N=52)	座れないことがよくある 10	バスの乗り降り、屋根がなく雨に濡れる 9	
子ども連れ (N=57)	バスの乗り降り 18	屋根がなく雨に濡れる 12	座れないことがよくある、自宅からバス停、目的地への移動が困難 8

(20) 介護福祉タクシーの利用

単位：人

	利用したことがある	利用したいが制約ある	利用したことがない
高齢者 (N=645)	18	2	625
身体障がい者 (N=229)	16	2	211
知的障がい者 (N=48)	4	0	44
精神障がい者 (N=33)	1	1	31

(21) 利用した介護福祉タクシーの種類

単位：人

	タクシー会社 所属	介護福祉タクシ- ーのみの事業所	介護事業所のタクシ- ー	よくわからない	その他
高齢者 (N=30)	4	5	9	14	2
身体障がい者 (N=19)	4	9	6	4	2
知的障がい者 (N=5)	3	0	2	1	0
精神障がい者 (N=2)	0	0	0	1	1

(22) 介護福祉タクシーの利用目的

単位：人

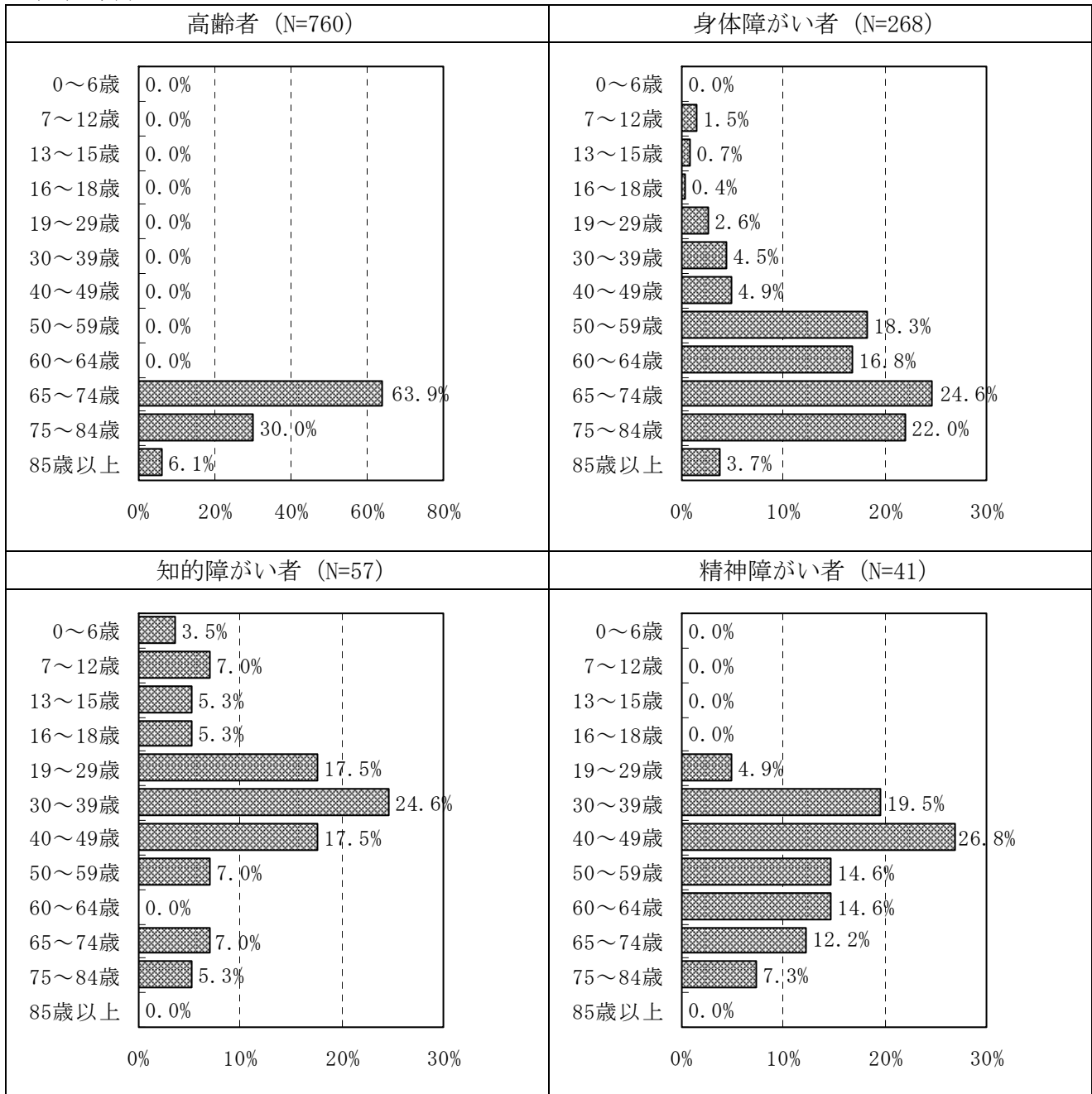
	通勤	通学	買物	通院リ ハビリ	福祉サ- ービス	団体 活動	趣味 娯楽	知人 訪問	その他
高齢者 (N=25)	0	1	2	19	3	0	2	2	2
身体障がい者 (N=20)	0	0	7	13	1	1	4	1	4
知的障がい者 (N=5)	0	0	3	2	1	0	3	0	0
精神障がい者 (N=1)	0	0	0	1	0	0	0	0	0

(23) 介護福祉タクシーの問題点

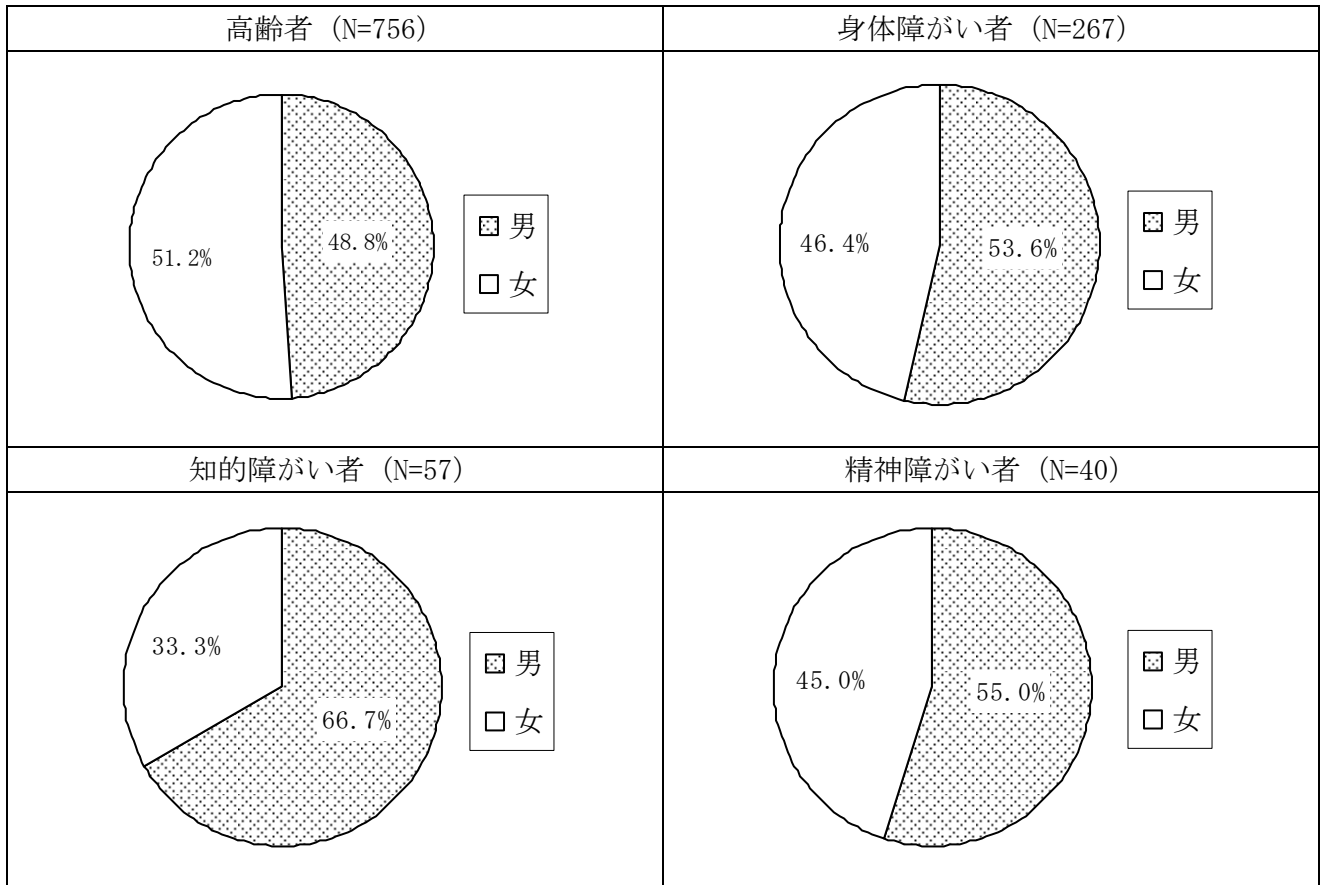
単位：人

	予約が 必要	料金が 高い	乗り降 りが危 険	天井が 低い	電動利 用しに くい	方法が わから ない	その他	困るこ となし
高齢者 (N=24)	7	9	0	0	0	7	1	7
身体障がい者 (N=24)	16	13	5	1	1	7	1	2
知的障がい者 (N=5)	3	1	0	0	0	0	0	1
精神障がい者 (N=3)	2	2	0	0	0	0	0	0

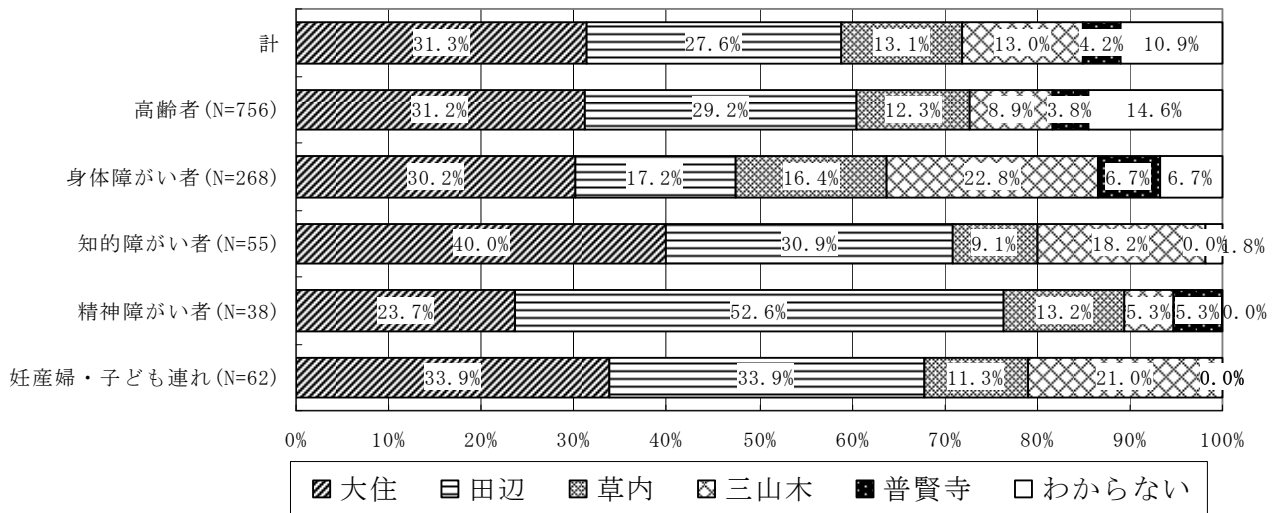
(24) 年齢



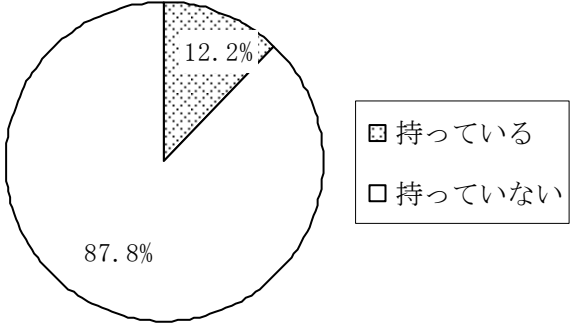
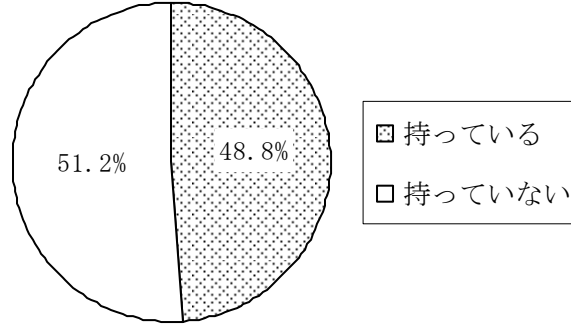
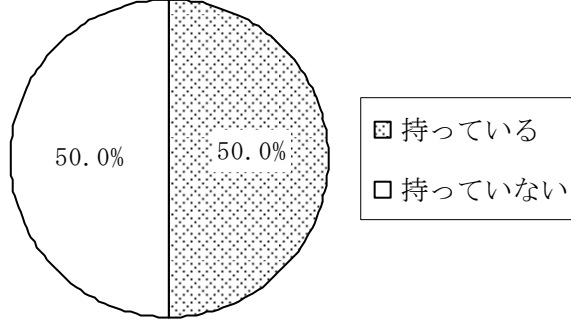
(25) 性別



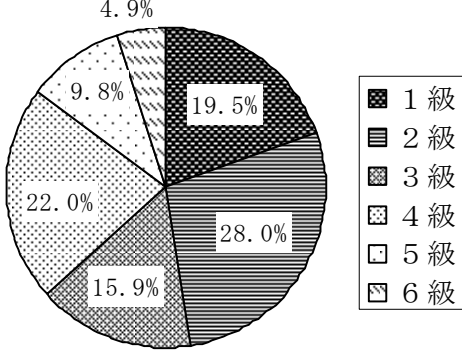
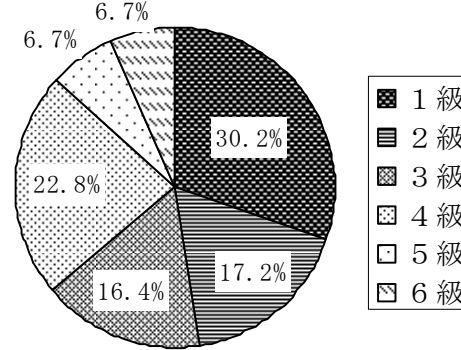
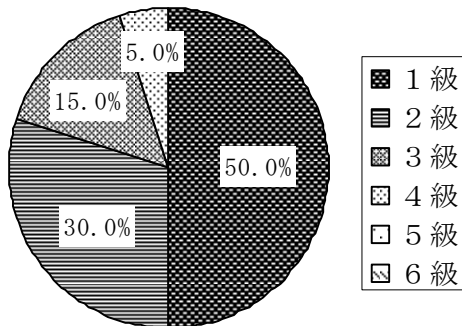
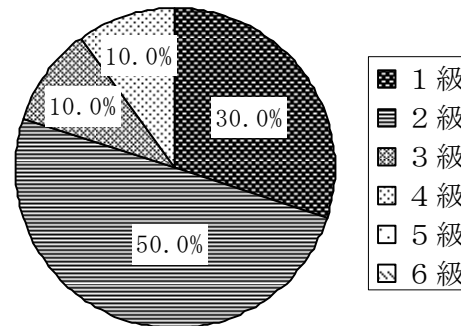
(26) 住所



(27) 身体障害者手帳の所持

高齢者 (N=694)	身体障がい者 (N=—)
 <p> <input checked="" type="checkbox"/> 持っている <input type="checkbox"/> 持っていない </p>	<p>設問なし</p>
知的障がい者 (N=41)	精神障がい者 (N=20)
 <p> <input checked="" type="checkbox"/> 持っている <input type="checkbox"/> 持っていない </p>	 <p> <input checked="" type="checkbox"/> 持っている <input type="checkbox"/> 持っていない </p>

(28) 身体障害者手帳の等級

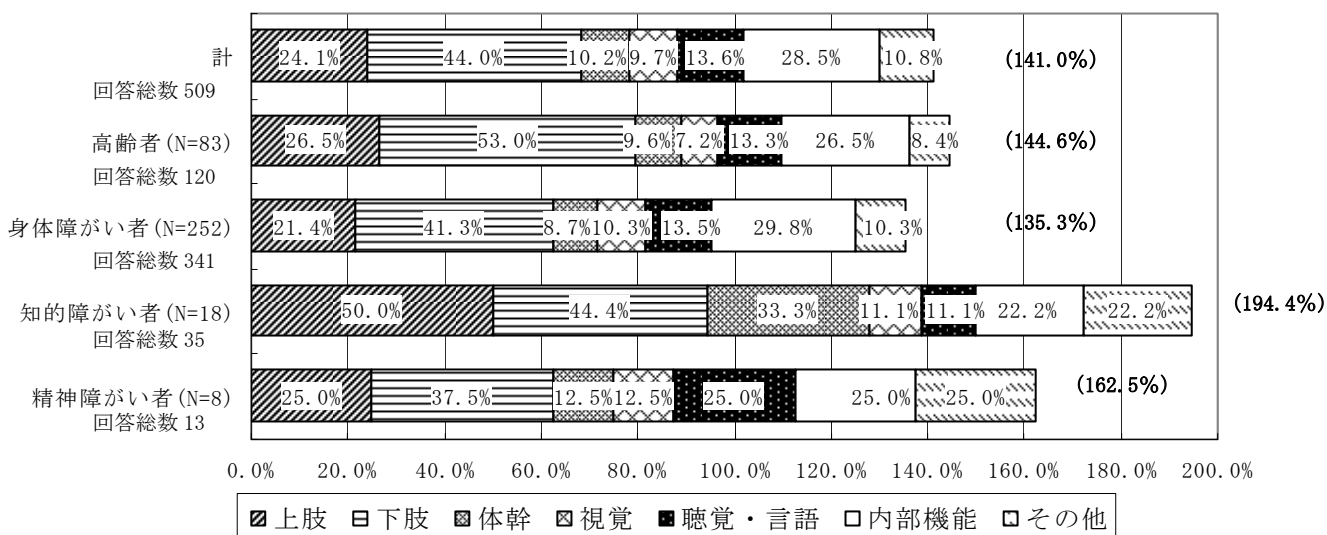
高齢者 (N=82)	身体障がい者 (N=268)
 <p> <input checked="" type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> 4級 <input type="checkbox"/> 5級 <input type="checkbox"/> 6級 </p>	 <p> <input checked="" type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> 4級 <input type="checkbox"/> 5級 <input type="checkbox"/> 6級 </p>
知的障がい者 (N=20)	精神障がい者 (N=10)
 <p> <input checked="" type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> 4級 <input type="checkbox"/> 5級 <input type="checkbox"/> 6級 </p>	 <p> <input checked="" type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> 4級 <input type="checkbox"/> 5級 <input type="checkbox"/> 6級 </p>

(29) 身体障害の部位

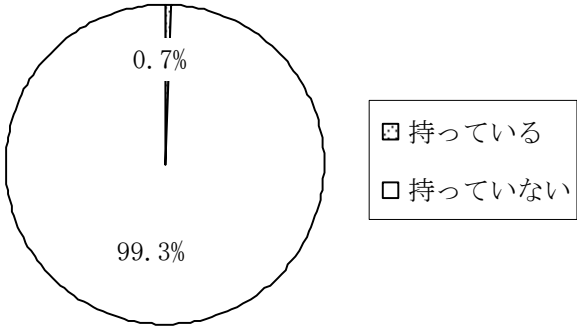
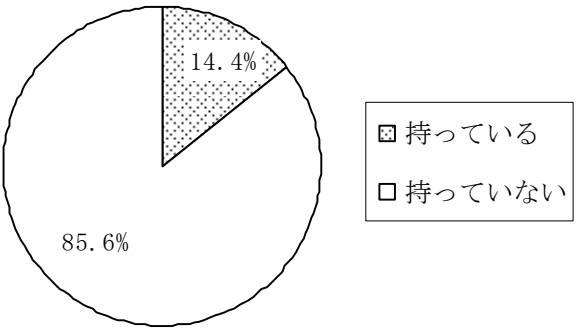
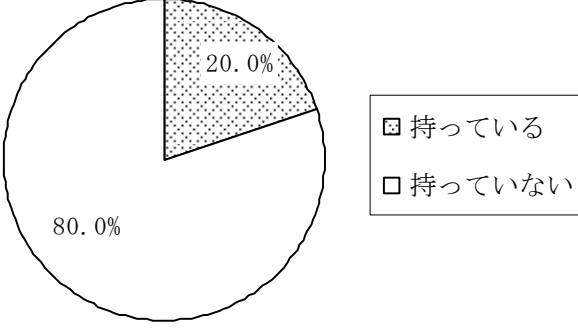
全体での障がいの部位をみると、「下肢」44.0%がもっとも多く、ついで「内部機能」28.5%となっている。

また、対象者別にみると、高齢者では「下肢」53.0%、「上肢」及び「内部機能」26.5%、身体障がい者では「下肢」41.3%、「内部機能」29.8%、知的障がい者では「上肢」50.0%、「下肢」44.4%、精神障がい者では「下肢」37.5%となっている。

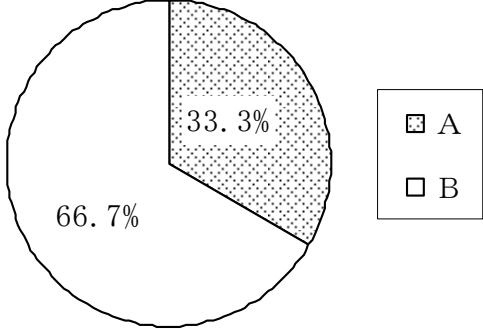
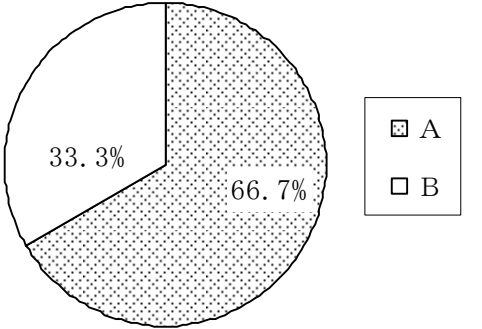
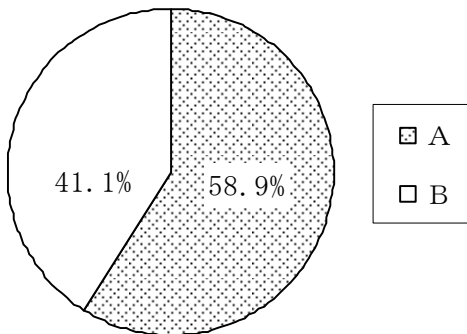
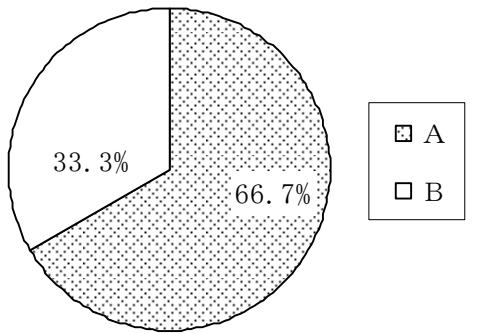
次に、複数の障害がある割合がもっとも高いのは知的障がい者で、平均1人当たり1.94部位に障害があることがわかる。



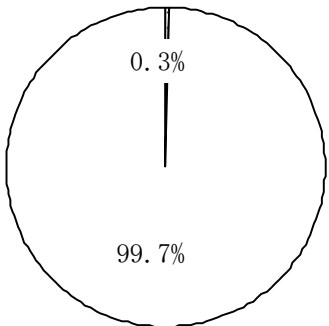
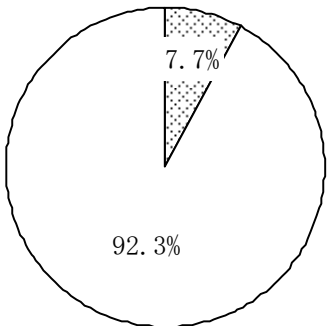
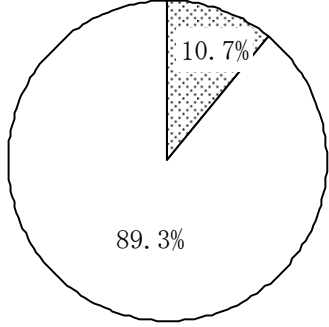
(30) 療育手帳の所持

高齢者 (N=579)	身体障がい者 (N=139)
 <p>0.7%</p> <p>99.3%</p> <p>☑ 持っている</p> <p>☐ 持っていない</p>	 <p>14.4%</p> <p>85.6%</p> <p>☑ 持っている</p> <p>☐ 持っていない</p>
知的障がい者 (N=—)	精神障がい者 (N=15)
<p>設問なし</p>	 <p>20.0%</p> <p>80.0%</p> <p>☑ 持っている</p> <p>☐ 持っていない</p>

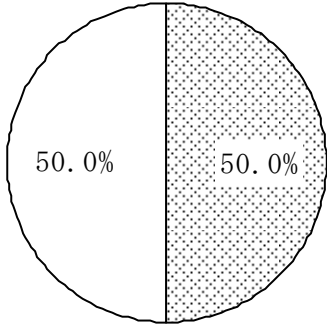
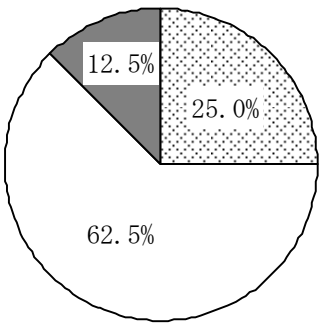
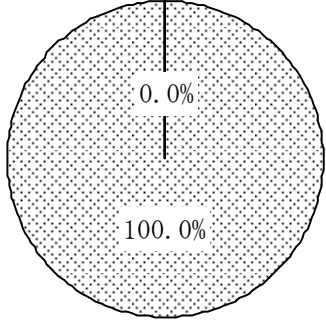
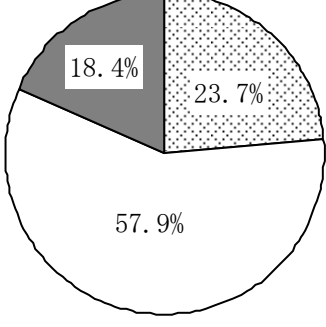
(31) 療育手帳の等級

高齢者 (N=3)	身体障がい者 (N=18)
 <p>33.3%</p> <p>66.7%</p> <p>☑ A</p> <p>☐ B</p>	 <p>33.3%</p> <p>66.7%</p> <p>☑ A</p> <p>☐ B</p>
知的障がい者 (N=56)	精神障がい者 (N=3)
 <p>41.1%</p> <p>58.9%</p> <p>☑ A</p> <p>☐ B</p>	 <p>33.3%</p> <p>66.7%</p> <p>☑ A</p> <p>☐ B</p>

(32) 精神障害者保健福祉手帳の所持

高齢者 (N=581)	身体障がい者 (N=130)
 <p>0.3%</p> <p>99.7%</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 持っている □ 持っていない 	 <p>7.7%</p> <p>92.3%</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 持っている □ 持っていない
知的障がい者 (N=28)	精神障がい者 (N=-)
 <p>10.7%</p> <p>89.3%</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 持っている □ 持っていない 	<p>設問なし</p>

(33) 精神障害者保健福祉手帳の等級

高齢者 (N=2)	身体障がい者 (N=8)
 <p>50.0%</p> <p>50.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1級 □ 2級 ■ 3級 	 <p>12.5%</p> <p>25.0%</p> <p>62.5%</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1級 □ 2級 ■ 3級
知的障がい者 (N=2)	精神障がい者 (N=38)
 <p>0.0%</p> <p>100.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1級 □ 2級 ■ 3級 	 <p>18.4%</p> <p>23.7%</p> <p>57.9%</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1級 □ 2級 ■ 3級

(34) 自由回答について

①鉄道駅について

- ・エレベーターを設置してほしい。(JR 三山木駅、大住駅、近鉄宮津駅、新田辺駅)
→JR 三山木駅と新田辺駅は設置済

②バスについて

- ・バスの本数が少ないので、増やしてほしい。
- ・車を運転できない場合、市役所などの公共施設へ行く交通手段がない。田辺地区以外から市役所、社会福祉センターへのバスの直行便を作してほしい。
- ・ノンステップバスの運行時間を時刻表に記載してほしい。
- ・全車両のバスを低床車バスにしてほしい。
- ・バスの時刻表や行き先案内や料金表の字を大きく見やすくしてほしい。
- ・循環バスを走らせてほしい。
- ・バスを無料にしてほしい。
- ・ベビーカーでは、バスの乗り降りに時間がかかってしまい、なかなか利用することができない。

③タクシーについて

- ・足腰が悪く病院へ行くためなどに現在タクシーを使用しているが、回数が増えれば費用も膨らんでくるのでタクシーの割引券などを発行してほしい。
- ・駅の近くに駐車場がないので作ってほしい。(松井山手駅、新田辺駅)

④道路について

- ・歩道を設置してほしい。(府道八幡木津線、旧国道 307 号(市道草内薪線)等)
- ・歩道が設置されているが、狭く行き違いがしにくい。拡幅してほしい。
- ・タイルの破損や樹木の根っこなどで舗装面がデコボコしていて、つまづきそうで危ない。タイルの割れなどは修繕してほしい。
- ・車道から歩道への段差を少なくしてほしい。車イスでは倒れそうになる。
- ・歩道に街路樹やカーブミラーなどがあり、通行の妨げとなっている。
- ・横軸に勾配があり、気付かない内に道路面などへ寄ってしまい危ない。
- ・通行量が多いので、規制を設けるなどしてほしい。(田辺高校前通り(市道草内薪線))
- ・京田辺市は点字ブロックや音声案内などの障がい者向けの設備が少ないと思う。
- ・夜になると真っ暗になるところがあり街路灯を設置してほしい。
- ・街路樹や植栽が伸びており、危ないので剪定してほしい。
- ・新田辺駅南側の踏切は待ち時間が長く、横断時間が少なくて危ない。
- ・新田辺駅南側の歩行者用踏切幅員が狭く、行き交いがスムーズにできない。

⑤施設・設備について

- ・田辺公園プールは駐車場から出入口まで、階段が長いので行くのがつらい。
- ・市内では全体的に駐車場が少ない。
- ・施設全般について、車イスが通ることができるように段差をフラットにしてほしい。又は段差があるところはスロープを設置してほしい。
- ・和式トイレは高齢者になると使いづらくなるので、洋式トイレを設置してほしい。
- ・階段には手すりも一緒に設置してほしい。
- ・トイレは小さい子どもと一緒にだと、同じ個室に入るので余裕のある広さをとってほしい。

⑥心のバリアフリー・マナーについて

- ・歩道を自転車が通行するので、とても危ない。呼びかけなど対策をしてほしい。
- ・歩道における自転車の駐輪が通行の妨げとなっている。また、誘導ブロック上に駐輪がされており、理解を深めてほしい。
- ・アルプラザ前の歩道に駐輪がされており、通行の妨げとなっている。
- ・障がい者用の駐車場に、障がい者ではないと思われる車が停めていて、利用出来ないときがある。
- ・聴覚障がい者は目で見て分からない障害のため、理解してもらうことが難しい。どの施設でも目で見て分かる案内板などの設置や筆談をしてもらえるようにしてほしい。
- ・窓内や受付で心ない一言や不適切と思われる対応があるので、それぞれの施設やお店で職員研修を徹底してほしい。
- ・ベビーカーを押していても席を譲ってくれたり、場所をあけてくれたりする人が少なくなっているように思う。平気でぶつかってきたり、割り込んできたり、特に年配の人が多い。

アンケート票（高齢者向け）

きょうたなべし きほんこうそうさくてい
 京田辺市バリアフリー基本構想策定のための
 し 民 ア ン ケ ー ト

へいそ しせい すいしん りかい きょうりよく たまわ
 平素は、市政の推進にご理解とご協力を賜りありがとうございます。
 ほんし へいせい ねん がつ せこう こうれいしゃ しょうがいしゃとう いどうとう えんかつか そくしん
 本市では、平成18年12月に施行されました「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進
 に関する法律」（通称：バリアフリー新法）のもと、高齢者や障害者をはじめ、誰もが出か
 けるのに不自由のない街づくりのため、「京田辺市バリアフリー基本構想」の策定に取り組ん
 でいます。

けいかく さくてい てつどう ろせん など こうきょうこうつうきかん かくしゆしせつ りようじょうきょう りよう
 この計画の策定にあたり、鉄道や路線バス等の公共交通機関や各種施設の利用状況、利用
 時の課題について、アンケートを通じて、あなたの意見を今後の街づくりに反映したいと考
 えています。

じゅうみんきほんだいちょう なか むさくい えら けっか こた
 このアンケートは、住民基本台帳の中から無作為に選ばせていただいた結果、あなたにお答
 えいただくことになりました。

むきめい かいどう ないよう ひみつげんしゆ
 なお、無記名によるアンケートとさせていただきます、ご回答いただいた内容についても、秘密厳守
 のうえ統計的に集約しますので、お答えいただいた方にご迷惑をおかけすることは一切あり
 ません。

みな たいせつ しゆし りかい
 つきましては、皆さまにとりましても大切なことですので、アンケートの趣旨をご理解いた
 だき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

へいせい ねん がつ
 平成22年1月

きょうたなべしちょう いしい あげそう
 京田辺市長 石井 明三

きにゆう ねが
 ご記入にあたってのお願い

- きにゆう
 ご記入いただきましたアンケート票は、同封の返信用封筒に入れ、1月17日までに郵便ポ
 ーストに投函していただきますようお願いいたします。（切手の貼付は不要です。）
- ほんにん きにゆう こんなん ばあい おそ い かぞく みな など きょうりよく ねが
 ご本人による記入が困難な場合、恐れ入りますがご家族の皆さま等のご協力を願います。
- ふめい てん
 ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

と あ さき きょうたなべし けんせつぶ けんせつせいさくすいしんしつ
 【問い合わせ先】 京田辺市 建設部 建設政策推進室

ちよくつう
 TEL 0774-64-1340（直通） FAX 0774-62-2844

※「バリアフリー」とは・・・

バリアフリーとは、高齢者や障害者、妊産婦や子ども連れの方などが生活するうえで行動の妨げ
 となる障壁（バリア）をなくすことです。段差の解消、手すりやエレベーター、点字案内板の設置
 などにより物理的な障壁をなくしたり、精神的な面での障壁をなくすることも意図しています。

※「京田辺市バリアフリー基本構想」について・・・

バリアフリー基本構想とは、高齢者や障害者、妊産婦や子ども連れの方などが日常利用する
 鉄道駅や生活関連施設等と、またそれらを連絡する道路を含む地区を重点整備地区として設定
 し、バリアフリー化の実現を図っていくことを目的として作成するものです。

はじめに

かいとう かた
回答される方は、どなたですか。

ごほんにん かいとう こんなん ばあい かぞく かいじょしゃ かた か
(ご本人による回答が困難な場合は、ご家族または介助者の方などが代わりに
かいとう
回答してください。) まるじるし
【1つに〇印】

1. 本人 ほんにん
2. 代理の者 だいにり もの

問 1

がいしゅつ じょうきょう こと
あなたの外出の状況について、お答えください。

① 外出の頻度について

まるじるし
【1つに〇印】

1. ほぼ毎日 まいにち
2. 週に2～3回程度 しゅう かいていど
3. 週に1回程度 しゅう かいていど
4. 月に2～3回程度 つき かいていど
5. 月に1回程度 つき かいていど
6. 2～3ヶ月に1回程度 かげつ かいていど
7. 年に2～3回程度 ねん かいていど
8. 外出することが困難 ⇒ [問4へ] がいしゅつ こんなん とい

② 外出の主な目的について

まるじるし
【あてはまるものすべてに〇印】

1. 通勤 つうきん
2. 通学 つうがく
3. 買い物 か もの
4. 通院やリハビリ つういん
5. 福祉サービスの利用 ふくし りよう
6. 地域や団体の活動 ちいき だんたい かつどう
7. 趣味や娯楽 しゅみ ごらく
8. 友人や知人宅への訪問 ゆうじん ちじんたく ほうもん
9. その他 (た)

③ 外出の際の移動手段について

まるじるし
【あてはまるものすべてに〇印】

1. 電車 でんしゃ
2. 路線バス ろせん
3. タクシー しせつなど そうげいしゃ
4. 施設等の送迎車
5. 自家用車 (自分で運転) じかようしゃ じぶん うんてん
6. 自家用車 (乗せてもらう) じかようしゃ の
7. バイク じてんしゃ
8. 自転車
9. 徒歩 (車いす) のみ と ほ くるま
10. その他 (た)

とい
問2

がいしゆつ さい りよう ほこうほじょく など こた
あなたが外出する際に利用している歩行補助具等について、お答えください。

【あてはまるものすべてに○印】
まるじるし

- 1. くるま でんどうくるま ぶん 車いす (電動車いす含む)
- 2. でんどう シニアカー (電動カート)
- 3. まつば つえ (松葉づえ・クラッチ含む)
- 4. ぎ そく 義足
- 5. そうく 装具
- 6. て お くるま 手押し車
- 7. はくじょう 白杖
- 8. もうどうけん ちょうどうけん かいじょけん 盲導犬・聴導犬・介助犬
- 9. ストーマ (じんこうこうもん じんこうぼうこう 人工肛門・人工膀胱)
- 10. ペースメーカー等医療器具等の装着 (なとりりょうき ぐ など そうちやく)
- 11. その他 (た)
- 12. 利用していない (りよう)

とい
問3

がいしゆつ さい つ そ ひつようせい こた
あなたが外出する際の付き添いの必要性について、お答えください。

つ そ うむ
①付き添いの有無について

【1つに○印】
まるじるし

- 1. つ き そ ひつよう 付き添いを必要とする
- 2. しがい えんぼう がいしゆつじ つ そ ひつよう 市外など遠方への外出時のみ付き添いを必要とする
- 3. つ き そ ひつよう 付き添いは必要ない ⇒ [問4へ] (とい)
- 4. がいしゆつ けんなん がいしゆつ 外出することが困難 ⇒ [問4へ] (とい)

つきそひつよう
付き添いが必要な理由を、お答えください。

つ そ ひつよう りゆう
②付き添いを必要とする理由について

【あてはまるものすべてに○印】
まるじるし

- 1. ほこう くるま など つうこう 一人で歩行 (車いす等で通行) することが困難なため (こんなん)
- 2. でんしゃ の お 一人で電車やバスを乗り降りすることが困難なため (こんなん)
- 3. でんしゃ の どの電車やバスに乗っていいかわからないため
- 4. もくてきち みちじゆん みち まよ 目的地までの道順がわからないため (道に迷うおそれがあるため)
- 5. ゆ さき ひと 行き先を人にたずねることが困難なため (こんなん)
- 6. りよう 一人でトイレを利用することが困難なため (こんなん)
- 7. た その他 ()

「施設」の利用について、おたずねします。

問 4

あなたが利用する市内の施設を、お答えください。【あてはまるものすべてに〇印】

また、自宅からその施設への主な移動手段についても、お答えください。

【下の選択肢のア～ウから1つ選び、施設名の右側の□に記入】

【選択肢】主な移動手段

ア. 徒歩（車いすの移動も含む）のみで移動

イ. 電車、路線バスを利用して移動

ウ. その他（自家用車、送迎車、タクシー、バイク、自転車などを利用して移動）

記入例

自宅から「路線バス」を利用して「市役所」に行く場合

① 市役所 イ

公共施設

- 1 市役所.....
- 2 中央図書館.....
- 3 保健センター・休日応急診療所.....
- 4 社会福祉センター.....
- 5 中央公民館.....
- 6 コミュニティホール.....
- 7 北部住民センター（とうちく）...
- 8 中部住民センター（せせらぎ）...
- 9 田辺中央体育館.....
- 10 宝生苑（老人福祉センター）.....
- 11 常磐苑（老人福祉センター）.....
- 12 公民館（ ）
- 13 公園（ ）
- 14 その他の公共施設.....
（ ）

公益施設

- 15 田辺記念病院.....
- 16 田辺中央病院.....
- 17 その他医療施設.....
- 18 郵便局（ ）
- 19 金融機関（銀行、信用金庫 等）
（ ）
- その他
- 20 スーパー・お店（その1）.....
（ ）
- 21 スーパー・お店（その2）.....
（ ）
- 22 飲食店.....
（ ）
- 23 その他（ ）
- 24 特にない.....

※（ ）がある選択肢を選んだ場合は、具体的な施設名を記入してください。

問5

あなたが利用する上で、特に困ることがある市内の施設について、お答えください。

※利用したいが、様々な制約があり利用していない施設など、「問4」で選んだ施設以外を回答していただいても結構です。

①特に困ることがある施設を2つまでお答えください。

困ることがない場合は「ナシ」と記入してください。

困ることがある施設（1つ目）

困ることがある施設（2つ目）

②特に困ることをお答えください。

【あてはまるものすべてに○印】

【あてはまるものすべてに○印】

1. 玄関（出入口）に段差がある
2. 玄関（出入口）のドアが狭い
3. 玄関（出入口）が自動ドアではない
4. エレベーターがない
5. エレベーターが使いにくい
6. スロープの傾斜がきつい
7. 階段やスロープ、通路が狭い
8. 階段やスロープ、通路がすべりやすい
9. 階段やスロープ、通路に手すりが少ない（ない）
10. 階段やスロープ、通路の手すりが使いにくい
11. 点字ブロックが少ない（ない）
12. 点字ブロックの色が識別しにくい
13. トイレ（障害者用を含む）が使いにくい
14. 障害者用トイレがない
15. 施設内の案内が少ない
16. 施設内の案内表示が見にくい
17. 点字や音声による情報案内が少ない（ない）
18. 駐車場（障害者用を含む）が少ない（ない）
19. 駐車場（障害者用を含む）が使いにくい
20. ベンチ等の休憩施設が少ない（ない）
21. その他（ ）

1. 玄関（出入口）に段差がある
2. 玄関（出入口）のドアが狭い
3. 玄関（出入口）が自動ドアではない
4. エレベーターがない
5. エレベーターが使いにくい
6. スロープの傾斜がきつい
7. 階段やスロープ、通路が狭い
8. 階段やスロープ、通路がすべりやすい
9. 階段やスロープ、通路に手すりが少ない（ない）
10. 階段やスロープ、通路の手すりが使いにくい
11. 点字ブロックが少ない（ない）
12. 点字ブロックの色が識別しにくい
13. トイレ（障害者用を含む）が使いにくい
14. 障害者用トイレがない
15. 施設内の案内が少ない
16. 施設内の案内表示が見にくい
17. 点字や音声による情報案内が少ない（ない）
18. 駐車場（障害者用を含む）が少ない（ない）
19. 駐車場（障害者用を含む）が使いにくい
20. ベンチ等の休憩施設が少ない（ない）
21. その他（ ）

てつどうえき りょう
「鉄道駅」の利用について、おたずねします。

問 6

あなたが利用する鉄道駅について、お答えください。

①電車の利用の有無について、お答えください。

【1つに○印】

1. 利用する
2. 利用したいが、様々な制約があり利用が困難 ⇒ [問7へ]
3. 利用しない ⇒ [問8へ]

③自宅からその駅、あるいはその駅から目的地への移動手段をお答えください。
【あてはまるものすべてに○印】

②利用する鉄道駅を、お答えください。

【あてはまるものすべてに○印】

1. JR松井山手駅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線バス 2. タクシー 3. 施設等の送迎車 4. 自家用車 (自分で運転) 5. 自家用車 (乗せてもらう) 6. バイク、自転車 7. 徒歩 (車いす)のみ 8. その他 ()
2. JR京田辺駅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線バス 2. タクシー 3. 施設等の送迎車 4. 自家用車 (自分で運転) 5. 自家用車 (乗せてもらう) 6. バイク、自転車 7. 徒歩 (車いす)のみ 8. その他 ()
3. JR同志社前駅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線バス 2. タクシー 3. 施設等の送迎車 4. 自家用車 (自分で運転) 5. 自家用車 (乗せてもらう) 6. バイク、自転車 7. 徒歩 (車いす)のみ 8. その他 ()
4. 近鉄新田辺駅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線バス 2. タクシー 3. 施設等の送迎車 4. 自家用車 (自分で運転) 5. 自家用車 (乗せてもらう) 6. バイク、自転車 7. 徒歩 (車いす)のみ 8. その他 ()
5. 近鉄興戸駅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線バス 2. タクシー 3. 施設等の送迎車 4. 自家用車 (自分で運転) 5. 自家用車 (乗せてもらう) 6. バイク、自転車 7. 徒歩 (車いす)のみ 8. その他 ()
6. 近鉄三山木駅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線バス 2. タクシー 3. 施設等の送迎車 4. 自家用車 (自分で運転) 5. 自家用車 (乗せてもらう) 6. バイク、自転車 7. 徒歩 (車いす)のみ 8. その他 ()
7. その他の駅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線バス 2. タクシー 3. 施設等の送迎車 4. 自家用車 (自分で運転) 5. 自家用車 (乗せてもらう) 6. バイク、自転車 7. 徒歩 (車いす)のみ 8. その他 ()

※1～6の駅は1日に乗り降りする客数が5,000人以上の駅です。

問7

あなたが利用するうえで、特に困ることがある市内の鉄道駅について、お答えください。

※利用したいが、様々な制約があり利用していない駅など、「問6」で選んだ駅以外を回答していただいても結構です。

①特に困ることがある駅を2つまで選びお答えください。

【1つに○印】

【1つに○印】

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. JR松井山手駅 | 2. JR京田辺駅 |
| 3. JR同志社前駅 | 4. 近鉄新田辺駅 |
| 5. 近鉄興戸駅 | 6. 近鉄三山木駅 |
| 7. 特にない ⇒ 【問8へ】 | |

- | | |
|------------|-----------|
| 1. JR松井山手駅 | 2. JR京田辺駅 |
| 3. JR同志社前駅 | 4. 近鉄新田辺駅 |
| 5. 近鉄興戸駅 | 6. 近鉄三山木駅 |
| 7. 特にない | |

②特に困ることをお答えください。

【あてはまるものすべてに○印】

【あてはまるものすべてに○印】

- 電車の乗り降り
- エスカレーターがない
- エレベーターがない
- エレベーターが使いにくい
- スロープの傾斜がきつい
- 改札へ向かう階段が狭い
- ホームへ向かう階段が狭い
- 改札口の幅が狭い
- 階段やスロープの手すりが使いにくい
- 階段やスロープ、通路がすべりやすい
- 点字ブロックが少ない
- 点字ブロックの色が識別しにくい
- トイレ(障害者用トイレを含む)が使いにくい
- 障害者用トイレがない
- 電車の行き先等の案内表示が少ない
- 案内表示や料金表、時刻表が見にくい
- 点字や音声による情報案内が少ない(ない)
- アナウンスが聞こえにくい
- 券売機で切符を購入しにくい
- ベンチ等の休憩施設が少ない
- 自宅から駅や駅から目的地への移動
- 駅の近くに駐車場(障害者用を含む)がない(少ない)
- その他()

- 電車の乗り降り
- エスカレーターがない
- エレベーターがない
- エレベーターが使いにくい
- スロープの傾斜がきつい
- 改札へ向かう階段が狭い
- ホームへ向かう階段が狭い
- 改札口の幅が狭い
- 階段やスロープの手すりが使いにくい
- 階段やスロープ、通路がすべりやすい
- 点字ブロックが少ない
- 点字ブロックの色が識別しにくい
- トイレ(障害者用トイレを含む)が使いにくい
- 障害者用トイレがない
- 電車の行き先等の案内表示が少ない
- 案内表示や料金表、時刻表が見にくい
- 点字や音声による情報案内が少ない(ない)
- アナウンスが聞こえにくい
- 券売機で切符を購入しにくい
- ベンチ等の休憩施設が少ない
- 自宅から駅や駅から目的地への移動
- 駅の近くに駐車場(障害者用を含む)がない(少ない)
- その他()

てつどうえき しゅうへん どうろ
「鉄道駅の周辺の道路」について、おたずねします。

と
問 8

あなたが利用するうえで、特に困ることがある市内の鉄道駅の周辺道路について、お答えください。

①特に困ることがある駅の周辺道路を2つまで選びお答えください。

【1つに○印】

- | | |
|------------------|-------------|
| 1. JR松井山手駅周辺 | 2. JR京田辺駅周辺 |
| 3. JR同志社前駅周辺 | 4. 近鉄新田辺駅周辺 |
| 5. 近鉄興戸駅周辺 | 6. 近鉄三山木駅周辺 |
| 7. 特にない ⇒ [問13へ] | |

【1つに○印】

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. JR手松井山手駅周辺 | 2. JR京田辺駅周辺 |
| 3. JR同志社前駅周辺 | 4. 近鉄新田辺駅周辺 |
| 5. 近鉄興戸駅周辺 | 6. 近鉄三山木駅周辺 |
| 7. 特にない | |

②特に困ることをお答えください。

【あてはまるものすべてに○印】

1. 歩道が少ない (ない)
2. 歩道が狭い
3. 歩道に起伏が多い
4. 歩道が左右に傾いている
5. タイル等の舗装がすべりやすい
6. 段差やデコボコがある
7. 溝のフタ等の穴や隙間が大きい
8. 歩道等の電柱や標識
9. 歩道等の店舗の陳列物や看板
10. 歩道等の放置自転車
11. 歩道や路肩に駐車している車
12. 自転車の歩道の通行
13. 点字ブロックがない (少ない)
14. 点字ブロックの色が識別しにくい
15. 横断歩道を渡るのに青信号が短い
16. 音響式信号が少ない (ない)
17. ベンチ等の休憩施設が少ない
18. その他()

【あてはまるものすべてに○印】

1. 歩道が少ない (ない)
2. 歩道が狭い
3. 歩道に起伏が多い
4. 歩道が左右に傾いている
5. タイル等の舗装がすべりやすい
6. 段差やデコボコがある
7. 溝のフタ等の穴や隙間が大きい
8. 歩道等の電柱や標識
9. 歩道等の店舗の陳列物や看板
10. 歩道等の放置自転車
11. 歩道や路肩に駐車している車
12. 自転車の歩道の通行
13. 点字ブロックがない (少ない)
14. 点字ブロックの色が識別しにくい
15. 横断歩道を渡るのに青信号が短い
16. 音響式信号が少ない (ない)
17. ベンチ等の休憩施設が少ない
18. その他()

「バス事業者が運行しているバス」の利用について、おたずねします。

問9

あなたは、路線バスを利用されますか。

【1つに○印】

1. 利用する
2. 利用したいが、様々な制約があり利用が困難
3. バス路線が近くになく利用できない ⇒ 【問11へ】
4. バスの便数が少ないため利用できない ⇒ 【問11へ】
5. バスは利用しない ⇒ 【問11へ】

問10

※「問9」で「1」もしくは「2」に○印をつけた方に、おたずねします。

あなたが、路線バスを利用する際に、特に困ることについて、お答えください。

【あてはまるものすべてに○印】

1. バスの乗り降り
2. バス停の時刻表が見にくい
3. バス停にベンチ等の休憩施設が少ない（ない）
4. バス停に屋根がなく雨に濡れる
5. バスの行き先がわかりにくい
6. 車内の案内や料金表が見にくい
7. 車内の音声案内が聞き取りにくい
8. バスでは座れないことがよくある
9. 自宅からバス停やバス停から目的地への移動
10. バス停に続く点字ブロックがない
11. その他（ ）
12. 特に困ることはない

かいごふくし りよう
「介護福祉タクシー」の利用について、おたずねします。

かいごふくし こうれいしゃ しょうがいしゃ いどう こんなん かた くるま すわ
※介護福祉タクシーとは、高齢者や障害者でひとりでは移動が困難な方を、車いすに座った
まま、ストレッチャーや寝台に寝たままで乗降できるように、電動リフト等を備えた
とくべつせんようしゃ そうげい ていきよう
特別専用車で送迎サービスを提供するタクシーのことです。

とい
問11

あなたは、かいごふくし りよう
あなたは、介護福祉タクシーを利用されたことがありますか。【1つに○印】
まるじるし

1. りよう
利用したことがある
2. りよう さまざま せいやく りよう こんなん とい
利用したいが、様々な制約があり利用が困難 ⇒【問14へ】
3. りよう とい
利用したことがない ⇒【問15へ】

とい
問12

※「問11」で「1」に○印をつけた方に、おたずねします。
とい まるじるし かた

あなたが、利用されたかいごふくし
あなたが、利用された介護福祉タクシーはどのようなタクシーですか。
りよう かいごふくし

【あてはまるものすべてに○印】
まるじるし

1. がいしゃ しょぞく かいごふくし
タクシー会社に所属する介護福祉タクシー
2. かいごふくし うんえい がいしゃ かいごふくし
介護福祉タクシーのみ運営する会社の介護福祉タクシー
3. かいごじぎょうしょ うんえい かいごふくし
介護事業所の運営する介護福祉タクシー
4. よくわからない
5. その他 ()

とい
問13

※「問11」で「1」に○印をつけた方に、おたずねします。
とい まるじるし かた

あなたが、かいごふくし りよう
あなたが、介護福祉タクシーを利用されたのは、主にどのような目的ですか。
おも もくてき

【あてはまるものすべてに○印】
まるじるし

1. つうきん
通勤
2. つうがく
通学
3. か もの
買い物
4. つういん
通院やリハビリ
5. ふくし りよう
福祉サービスの利用
6. ちいき だんたい かつどう
地域や団体の活動
7. しゅみ ごらく
趣味や娯楽
8. ゆうじん ちじんたく ほうもん
友人や知人宅への訪問
9. その他 ()

とい
問14

※「問11」で「1」または「2」に○印をつけた方に、おたずねします。
あなたが、介護福祉タクシーを利用する際に、特に困ることについて、お答えください。
【あてはまるものすべてに○印】

1. 予約をしなければならず、普通のタクシーのようにすぐには利用できない
2. 利用料金の負担が大きい
3. 目的地や駅の周辺で、安全に乗り降りできる場所が少ない（ない）
4. 車内の天井が低く、圧迫感がある
5. 電動車いすでの利用
6. 利用の方法がよくわからない
7. その他（ ）
8. 特に困ることはない

あなた自身について、おたずねします。

※このアンケートでの「あなた」とは、調査の対象となるご本人様のことをいいます。

とい
問15

あなたは、次のどの年代ですか。
（平成22年1月1日現在の年齢でお答えください。）
【1つに○印】

1. 65～74歳
2. 75～84歳
3. 85歳以上

とい
問16

あなたの性別について、お答えください。
【1つに○印】

1. 男
2. 女

とい
問17

あなたは、次のどの地域にお住まいですか。

1. 大住地域
2. 田辺地域
3. 草内地域
4. 三山木地域
5. 普賢寺地域
6. わからない（お住まいの場所をご記入ください。京田辺市_____）

問 18

あなたは、次の手帳をお持ちですか。

① 身体障害者手帳について

しんたいしょうがいしゃてちょう

- 1. 持っている
- 2. 持っていない

「等級」をお答えください

とうきゅう

こた

- 1. 1級
- 2. 2級
- 3. 3級
- 4. 4級
- 5. 5級
- 6. 6級

【1つに○印】

障害の部位をお答えください 【あてはまるものすべてに○印】

しょうがい

ぶい

こた

まるじるし

- 1. 上肢
- 2. 下肢
- 3. 体幹
- 4. 視覚
- 5. 聴覚・言語
- 6. 内部機能
- 7. その他 ()

② 療育手帳について

りょういくてちょう

- 1. 持っている
- 2. 持っていない

「等級」をお答えください

とうきゅう

こた

- 1. A
- 2. B

【1つに○印】

③ 精神障害者保健福祉手帳について

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう

- 1. 持っている
- 2. 持っていない

「等級」をお答えください

とうきゅう

こた

- 1. 1級
- 2. 2級
- 3. 3級

【1つに○印】

京田辺市バリアフリー基本構想策定のための 市民アンケート

平素は、市政の推進にご理解とご協力を賜りありがとうございます。
本市では、平成18年12月に施行されました「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称:バリアフリー新法)のもと、高齢者や障害者をはじめ、誰もが出かけるのに不自由のない街づくりのため、「京田辺市バリアフリー基本構想」の策定に取り組んでいます。

この計画の策定にあたり、鉄道や路線バス等の公共交通機関や各種施設の利用状況、利用時の課題について、アンケートを通じて、あなたの意見を今後の街づくりに反映したいと考えています。

このアンケートは、障害者手帳を交付されている方の中から無作為に選ばせていただいた結果、あなたにお答えいただくことになりました。

なお、無記名によるアンケートとさせていただきます、ご回答いただいた内容についても、秘密厳守のうえ統計的に集約しますので、お答えいただいた方にご迷惑をおかけすることは一切ありません。

つきましては、皆さまにとりましても大切なことですので、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成22年1月

京田辺市長 石井 明三

ご記入にあたってのお願い

- ご記入いただきましたアンケート票は、同封の返信用封筒に入れ、1月17日までに郵便ポストに投函していただきますようお願いいたします。(切手の貼付は不要です。)
- ご本人による記入が困難な場合、恐れ入りますがご家族の皆さま等のご協力をお願いいたします。
- ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】京田辺市 建設部 建設政策推進室

TEL 0774-64-1340 (直通) FAX 0774-62-2844

※「バリアフリー」とは・・・

バリアフリーとは、高齢者や障害者、妊産婦や子ども連れの方などが生活するうえで行動の妨げとなる障壁(バリア)をなくすことです。段差の解消、手すりやエレベーター、点字案内板の設置などにより物理的な障壁をなくしたり、精神的な面での障壁をなくすことも意図しています。

※「京田辺市バリアフリー基本構想」について・・・

バリアフリー基本構想とは、高齢者や障害者、妊産婦や子ども連れの方などが日常利用する鉄道駅や生活関連施設等と、またそれらを連絡する道路を含む地区を重点整備地区として設定し、バリアフリー化の実現を図っていくことを目的として作成するものです。

はじめに

かいとう かた
回答される方は、どなたですか。

ごほんにん かいとう こんなん ばあい かぞく かいじょしゃ かた か
(ご本人による回答が困難な場合は、ご家族または介助者の方などが代わりに
かいとう
回答してください。) まるじるし
【1つに〇印】

1. 本人 ほんにん
2. 代理の者 だいにり もの

問1

がいしゅつ じょうきょう こた
あなたの外出の状況について、お答えください。

① 外出の頻度について

まるじるし
【1つに〇印】

1. ほぼ毎日 まいにち
2. 週に2～3回程度 しゅう かいいていど
3. 週に1回程度 しゅう かいいていど
4. 月に2～3回程度 つき かいいていど
5. 月に1回程度 つき かいいていど
6. 2～3ヶ月に1回程度 かげつ かいいていど
7. 年に2～3回程度 ねん かいいていど
8. 外出することが困難 ⇒ [問4へ] がいしゅつ こんなん とい

② 外出の主な目的について

まるじるし
【あてはまるものすべてに〇印】

1. 通勤 つうきん
2. 通学 つうがく
3. 買い物 か もの
4. 通院やリハビリ つういん
5. 福祉サービスの利用 ふくし りよう
6. 地域や団体の活動 ちいき だんたい かつどう
7. 趣味や娯楽 しゅみ ごらく
8. 友人や知人宅への訪問 ゆうじん ちじんたく ほうもん
9. その他 (た)

③ 外出の際の移動手段について

まるじるし
【あてはまるものすべてに〇印】

1. 電車 でんしゃ
2. 路線バス ろせん
3. タクシー しせつなど そうげいしゃ
4. 施設等の送迎車
5. 自家用車 (自分で運転) じかようしゃ じぶん うんてん
6. 自家用車 (乗せてもらう) じかようしゃ の
7. バイク じてんしゃ
8. 自転車
9. 徒歩 (車いす) のみ と ほ くるま
10. その他 (た)

とい
問2

あなたがいしゅつ さい りよう ほこうほじょく など こと
あなたが外出する際に利用している歩行補助具等について、お答えください。

【あてはまるものすべてに○印】

- 1. くるま でんどうくるま ぶん
車いす（電動車いす含む）
- 2. でんどう
シニアカー（電動カート）
- 3. まつば
つえ（松葉づえ・クラッチ含む）
- 4. ぎ そく
義足
- 5. そうく
装具
- 6. て お くるま
手押し車
- 7. はくじょう
白杖
- 8. もうどうけん ちょうどうけん かいじょけん
盲導犬・聴導犬・介助犬
- 9. じんこうこうもん じんこうぼうこう
ストーマ（人工肛門・人工膀胱）
- 10. などいりょうき ぐ など そうちやく
ペースメーカー等医療器具等の装着
- 11. た
その他（ ）
- 12. りよう
利用していない

とい
問3

あなたがいしゅつ さい つ そ ひつようせい こと
あなたが外出する際の付き添いの必要性について、お答えください。

つ そ うむ
①付き添いの有無について

【1つに○印】

- 1. つ そ ひつよう
付き添いを必要とする
- 2. しがい えんぼう がいしゅつじ つ そ ひつよう
市外など遠方への外出時のみ付き添いを必要とする
- 3. つ そ ひつよう
付き添いは必要ない ⇒ [問4へ]
- 4. がいしゅつ こんなん
外出することが困難 ⇒ [問4へ]

つきそひつよう
付き添いが必要な理由を、お答えください。

つ そ ひつよう りゆう
②付き添いを必要とする理由について

【あてはまるものすべてに○印】

- 1. ほこう くるま など つうこう こんなん
ひとりで歩行（車いす等で通行）することが困難なため
- 2. でんしゃ の お こんなん
ひとりで電車やバスを乗り降りすることが困難なため
- 3. でんしゃ の
どの電車やバスに乗っていいかわからないため
- 4. もくてきち みちじゆん みち まよ
目的地までの道順がわからないため（道に迷うおそれがあるため）
- 5. ゆ さき ひと こんなん
行き先を人にたずねることが困難なため
- 6. りよう こんなん
ひとりでトイレを利用することが困難なため
- 7. た
その他（ ）

「施設」の利用について、おたずねします。

問 4

あなたが利用する市内の施設を、お答えください。【あてはまるものすべてに〇印】

また、自宅からその施設への主な移動手段についても、お答えください。

【下の選択肢のア～ウから1つ選び、施設名の右側の□に記入】

【選択肢】主な移動手段

ア. 徒歩（車いすの移動も含む）のみで移動

イ. 電車、路線バスを利用して移動

ウ. その他（自家用車、送迎車、タクシー、バイク、自転車などを利用して移動）

記入例

自宅から「路線バス」を利用して「市役所」に行く場合

① 市役所 イ

公共施設

1	市役所	
2	中央図書館	
3	保健センター・休日応急診療所	
4	社会福祉センター	
5	中央公民館	
6	コミュニティホール	
7	北部住民センター（とうちく）	
8	中部住民センター（せせらぎ）	
9	田辺中央体育館	
10	宝生苑（老人福祉センター）	
11	常磐苑（老人福祉センター）	
12	公民館（ ）	
13	公園（ ）	
14	その他の公共施設	
	（ ）	

公益施設

15	田辺記念病院	
16	田辺中央病院	
17	その他医療施設	
18	郵便局（ ）	
19	金融機関（銀行、信用金庫 等）	
	（ ）	
その他		
20	スーパー・お店（その1）	
	（ ）	
21	スーパー・お店（その2）	
	（ ）	
22	飲食店	
	（ ）	
23	その他（ ）	
24	特にない	

※（ ）がある選択肢を選んだ場合は、具体的な施設名を記入してください。

問5

あなたが利用する上で、特に困ることがある市内の施設について、お答えください。

※利用したいが、様々な制約があり利用していない施設など、「問4」で選んだ施設以外を回答していただいても結構です。

①特に困ることがある施設を2つまでお答えください。

困ることがない場合は「ナシ」と記入してください。

困ることがある施設（1つ目）

困ることがある施設（2つ目）

②特に困ることをお答えください。

【あてはまるものすべてに○印】

【あてはまるものすべてに○印】

1. 玄関（出入口）に段差がある
2. 玄関（出入口）のドアが狭い
3. 玄関（出入口）が自動ドアではない
4. エレベーターがない
5. エレベーターが使いにくい
6. スロープの傾斜がきつい
7. 階段やスロープ、通路が狭い
8. 階段やスロープ、通路がすべりやすい
9. 階段やスロープ、通路に手すりが少ない（ない）
10. 階段やスロープ、通路の手すりが使いにくい
11. 点字ブロックが少ない（ない）
12. 点字ブロックの色が識別しにくい
13. トイレ（障害者用を含む）が使いにくい
14. 障害者用トイレがない
15. 施設内の案内が少ない
16. 施設内の案内表示が見にくい
17. 点字や音声による情報案内が少ない（ない）
18. 駐車場（障害者用を含む）が少ない（ない）
19. 駐車場（障害者用を含む）が使いにくい
20. ベンチ等の休憩施設が少ない（ない）
21. その他（ ）

1. 玄関（出入口）に段差がある
2. 玄関（出入口）のドアが狭い
3. 玄関（出入口）が自動ドアではない
4. エレベーターがない
5. エレベーターが使いにくい
6. スロープの傾斜がきつい
7. 階段やスロープ、通路が狭い
8. 階段やスロープ、通路がすべりやすい
9. 階段やスロープ、通路に手すりが少ない（ない）
10. 階段やスロープ、通路の手すりが使いにくい
11. 点字ブロックが少ない（ない）
12. 点字ブロックの色が識別しにくい
13. トイレ（障害者用を含む）が使いにくい
14. 障害者用トイレがない
15. 施設内の案内が少ない
16. 施設内の案内表示が見にくい
17. 点字や音声による情報案内が少ない（ない）
18. 駐車場（障害者用を含む）が少ない（ない）
19. 駐車場（障害者用を含む）が使いにくい
20. ベンチ等の休憩施設が少ない（ない）
21. その他（ ）

てつどうえき りよう
「鉄道駅」の利用について、おたずねします。

問 6

あなたが利用する鉄道駅について、お答えください。

①電車の利用の有無について、お答えください。

【1つに○印】

1. 利用する
2. 利用したいが、様々な制約があり利用が困難 ⇒ [問7へ]
3. 利用しない ⇒ [問8へ]

③自宅からその駅、あるいはその駅から目的地への移動手段をお答えください。【あてはまるものすべてに○印】

②利用する鉄道駅を、お答えください。

【あてはまるものすべてに○印】

1. JR松井山手駅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線バス 2. タクシー 3. 施設等の送迎車 4. 自家用車 (自分で運転) 5. 自家用車 (乗せてもらう) 6. バイク、自転車 7. 徒歩 (車いす)のみ 8. その他 ()
2. JR京田辺駅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線バス 2. タクシー 3. 施設等の送迎車 4. 自家用車 (自分で運転) 5. 自家用車 (乗せてもらう) 6. バイク、自転車 7. 徒歩 (車いす)のみ 8. その他 ()
3. JR同志社前駅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線バス 2. タクシー 3. 施設等の送迎車 4. 自家用車 (自分で運転) 5. 自家用車 (乗せてもらう) 6. バイク、自転車 7. 徒歩 (車いす)のみ 8. その他 ()
4. 近鉄新田辺駅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線バス 2. タクシー 3. 施設等の送迎車 4. 自家用車 (自分で運転) 5. 自家用車 (乗せてもらう) 6. バイク、自転車 7. 徒歩 (車いす)のみ 8. その他 ()
5. 近鉄興戸駅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線バス 2. タクシー 3. 施設等の送迎車 4. 自家用車 (自分で運転) 5. 自家用車 (乗せてもらう) 6. バイク、自転車 7. 徒歩 (車いす)のみ 8. その他 ()
6. 近鉄三山木駅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線バス 2. タクシー 3. 施設等の送迎車 4. 自家用車 (自分で運転) 5. 自家用車 (乗せてもらう) 6. バイク、自転車 7. 徒歩 (車いす)のみ 8. その他 ()
7. その他の駅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路線バス 2. タクシー 3. 施設等の送迎車 4. 自家用車 (自分で運転) 5. 自家用車 (乗せてもらう) 6. バイク、自転車 7. 徒歩 (車いす)のみ 8. その他 ()

※1～6の駅は1日に乗り降りする客数が5,000人以上の駅です。

問7

あなたが利用するうえで、特に困ることがある市内の鉄道駅について、お答えください。

※利用したいが、様々な制約があり利用していない駅など、「問6」で選んだ駅以外を回答していただいても結構です。

①特に困ることがある駅を2つまで選びお答えください。

【1つに〇印】

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. JR松井山手駅 | 2. JR京田辺駅 |
| 3. JR同志社前駅 | 4. 近鉄新田辺駅 |
| 5. 近鉄興戸駅 | 6. 近鉄三山木駅 |
| 7. 特にない ⇒ 【問8へ】 | |

【1つに〇印】

- | | |
|------------|-----------|
| 1. JR松井山手駅 | 2. JR京田辺駅 |
| 3. JR同志社前駅 | 4. 近鉄新田辺駅 |
| 5. 近鉄興戸駅 | 6. 近鉄三山木駅 |
| 7. 特にない | |

②特に困ることをお答えください。

【あてはまるものすべてに〇印】

- 電車の乗り降り
- エスカレーターがない
- エレベーターがない
- エレベーターが使いにくい
- スロープの傾斜がきつい
- 改札へ向かう階段が狭い
- ホームへ向かう階段が狭い
- 改札口の幅が狭い
- 階段やスロープの手すりが使いにくい
- 階段やスロープ、通路がすべりやすい
- 点字ブロックが少ない
- 点字ブロックの色が識別しにくい
- トイレ(障害者用トイレを含む)が使いにくい
- 障害者用トイレがない
- 電車の行き先等の案内表示が少ない
- 案内表示や料金表、時刻表が見にくい
- 点字や音声による情報案内が少ない(ない)
- アナウンスが聞こえにくい
- 券売機で切符を購入しにくい
- ベンチ等の休憩施設が少ない
- 自宅から駅や駅から目的地への移動
- 駅の近くに駐車場(障害者用を含む)がない(少ない)
- その他()

【あてはまるものすべてに〇印】

- 電車の乗り降り
- エスカレーターがない
- エレベーターがない
- エレベーターが使いにくい
- スロープの傾斜がきつい
- 改札へ向かう階段が狭い
- ホームへ向かう階段が狭い
- 改札口の幅が狭い
- 階段やスロープの手すりが使いにくい
- 階段やスロープ、通路がすべりやすい
- 点字ブロックが少ない
- 点字ブロックの色が識別しにくい
- トイレ(障害者用トイレを含む)が使いにくい
- 障害者用トイレがない
- 電車の行き先等の案内表示が少ない
- 案内表示や料金表、時刻表が見にくい
- 点字や音声による情報案内が少ない(ない)
- アナウンスが聞こえにくい
- 券売機で切符を購入しにくい
- ベンチ等の休憩施設が少ない
- 自宅から駅や駅から目的地への移動
- 駅の近くに駐車場(障害者用を含む)がない(少ない)
- その他()

「^{てつどうえき}鉄道駅の^{しゅうへん}周辺の^{どうろ}道路」について、おたずねします。

問 8

あなたが利用するうえで、特に困ることがある市内の^{しゅうへん}鉄道駅の^{どうろ}周辺道路について、お答えください。

①特に困ることがある駅の^{しゅうへん}周辺道路を2つまで^{えら}選びお答えください。

【1つに○印】

【1つに○印】

- | | |
|------------------|-------------|
| 1. JR松井山手駅周辺 | 2. JR京田辺駅周辺 |
| 3. JR同志社前駅周辺 | 4. 近鉄新田辺駅周辺 |
| 5. 近鉄興戸駅周辺 | 6. 近鉄三山木駅周辺 |
| 7. 特にない ⇒ [問13へ] | |

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. JR手松井山手駅周辺 | 2. JR京田辺駅周辺 |
| 3. JR同志社前駅周辺 | 4. 近鉄新田辺駅周辺 |
| 5. 近鉄興戸駅周辺 | 6. 近鉄三山木駅周辺 |
| 7. 特にない | |

②特に困ることをお答えください。

【あてはまるものすべてに○印】

【あてはまるものすべてに○印】

1. 歩道が少ない(ない)
2. 歩道が狭い
3. 歩道に起伏が多い
4. 歩道が左右に傾いている
5. タイル等の舗装がすべりやすい
6. 段差やデコボコがある
7. 溝のフタ等の穴や隙間が大きい
8. 歩道等の電柱や標識
9. 歩道等の店舗の陳列物や看板
10. 歩道等の放置自転車
11. 歩道や路肩に駐車している車
12. 自転車の歩道の通行
13. 点字ブロックがない(少ない)
14. 点字ブロックの色が識別しにくい
15. 横断歩道を渡るのに青信号が短い
16. 音響式信号が少ない(ない)
17. ベンチ等の休憩施設が少ない
18. その他

1. 歩道が少ない(ない)
2. 歩道が狭い
3. 歩道に起伏が多い
4. 歩道が左右に傾いている
5. タイル等の舗装がすべりやすい
6. 段差やデコボコがある
7. 溝のフタ等の穴や隙間が大きい
8. 歩道等の電柱や標識
9. 歩道等の店舗の陳列物や看板
10. 歩道等の放置自転車
11. 歩道や路肩に駐車している車
12. 自転車の歩道の通行
13. 点字ブロックがない(少ない)
14. 点字ブロックの色が識別しにくい
15. 横断歩道を渡るのに青信号が短い
16. 音響式信号が少ない(ない)
17. ベンチ等の休憩施設が少ない
18. その他

()

()

「介護福祉タクシー」の利用について、おたずねします。

※介護福祉タクシーとは、高齢者や障害者でひとりでは移動が困難な方を、車いすに座ったまま、ストレッチャーや寝台に寝たまま乗降できるように、電動リフト等を備えた特別専用車で送迎サービスを提供するタクシーのことです。

問11

あなたは、介護福祉タクシーを利用されたことがありますか。【1つに○印】

1. 利用したことがある
2. 利用したいが、様々な制約があり利用が困難 ⇒【問14へ】
3. 利用したことがない ⇒【問15へ】

問12

※「問11」で「1」に○印をつけた方に、おたずねします。

あなたが、利用された介護福祉タクシーはどのようなタクシーですか。

【あてはまるものすべてに○印】

1. タクシー会社に所属する介護福祉タクシー
2. 介護福祉タクシーのみ運営する会社の介護福祉タクシー
3. 介護事業所の運営する介護福祉タクシー
4. よくわからない
5. その他 ()

問13

※「問11」で「1」に○印をつけた方に、おたずねします。

あなたが、介護福祉タクシーを利用されたのは、主にどのような目的ですか。

【あてはまるものすべてに○印】

1. 通勤
2. 通学
3. 買い物
4. 通院やリハビリ
5. 福祉サービスの利用
6. 地域や団体の活動
7. 趣味や娯楽
8. 友人や知人宅への訪問
9. その他 ()

とい
問14

※「問11」で「1」または「2」に○印をつけた方に、おたずねします。
あなたが、介護福祉タクシーを利用する際に、特に困ることについて、お答えください。
【あてはまるものすべてに○印】

1. 予約をしなければならず、普通のタクシーのようにすぐには利用できない
2. 利用料金の負担が大きい
3. 目的地や駅の周辺で、安全に乗り降りできる場所が少ない（ない）
4. 車内の天井が低く、圧迫感がある
5. 電動車いすでの利用
6. 利用の方法がよくわからない
7. その他（ ）
8. 特に困ることはない

あなた自身について、おたずねします。

※このアンケートでの「あなた」とは、調査の対象となるご本人様のことをいいます。

とい
問15

あなたは、次のどの年代ですか。
(平成22年1月1日現在の年齢でお答えください。)
【1つに○印】

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| 1. 0～6歳 | 2. 7～12歳 | 3. 13～15歳 |
| 4. 16～18歳 | 5. 19～29歳 | 6. 30～39歳 |
| 7. 40～49歳 | 8. 50～59歳 | 9. 60～64歳 |
| 10. 65～74歳 | 11. 75～84歳 | 12. 85歳以上 |

とい
問16

あなたの性別について、お答えください。
【1つに○印】

1. 男
2. 女

とい
問17

あなたは、次のどの地域にお住まいですか。

1. 大住地域 おおすみちいき 2. 田辺地域 たなべちいき 3. 草内地域 くさうちいき
 4. 三山木地域 みやまきちいき 5. 普賢寺地域 ふげんじちいき

6. わからない（お住まいの場所をご記入ください。 す 京 きょう 田辺市 たなべし _____ ）

とい
問18

あなたは、次の手帳をお持ちですか。

①身体障害者手帳について しんたいしょうがいしゃてちょう

「等級」をお答えください とうきゅう こた

【1つに○印】 まるじるし

1. 持っている も
 2. 持っていない も

1. 1級 きゅう 2. 2級 きゅう 3. 3級 きゅう
 4. 4級 きゅう 5. 5級 きゅう 6. 6級 きゅう

障害の部位をお答えください 【あてはまるものすべてに○印】 しょうがい ぶい こた まるじるし

1. 上肢 じょうし 2. 下肢 か し 3. 体幹 たいかん
 4. 視覚 しかく 5. 聴覚・言語 ちようかく げんご 6. 内部機能 ないぶきのう
 7. その他（ た _____ ）

②療育手帳について りよういくてちょう

「等級」をお答えください とうきゅう こた

【1つに○印】 まるじるし

1. 持っている も
 2. 持っていない も

1. A 2. B

③精神障害者保健福祉手帳について せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう

「等級」をお答えください とうきゅう こた

【1つに○印】 まるじるし

1. 持っている も
 2. 持っていない も

1. 1級 きゅう 2. 2級 きゅう 3. 3級 きゅう

京田辺市バリアフリー基本構想策定のための 市 民 ア ン ケ ー ト

平素は、市政の推進にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

本市では、平成18年12月に施行されました「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）のもと、高齢者や障害者をはじめ、誰もが出かけるのに不自由のない街づくりのため、「京田辺市バリアフリー基本構想」の策定に取り組んでいます。

この計画の策定にあたり、鉄道やバス等の公共交通機関や各種施設の利用状況、利用時の課題について、アンケートを通じて、あなたの意見を今後の街づくりに反映したいと考えています。

このアンケートは、0歳から2歳のお子さんがおられる世帯の中から無作為に選ばせていただいた結果、あなたにお答えいただくことになりました。

なお、無記名によるアンケートとさせていただきます、ご回答いただいた内容についても、秘密厳守のうえ統計的に集約しますので、お答えいただいた方にご迷惑をおかけすることは一切ありません。

つきましては、皆さまにとりましても大切なことですので、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成22年1月

京田辺市長 石井 明三

ご記入にあたってのお願い

- ご記入いただきましたアンケート票は、同封の返信用封筒に入れ、1月17日までに郵便ポストに投函していただきますようお願いいたします。（切手の貼付は不要です。）
- ご本人による記入が困難な場合、恐れ入りますがご家族の皆さま等のご協力をお願いいたします。
- ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】京田辺市 建設部 建設政策推進室

TEL 0774-64-1340（直通） FAX 0774-62-2844

※「バリアフリー」とは・・・

バリアフリーとは、高齢者や障害者、妊産婦や子ども連れの方などが生活するうえで行動の妨げとなる障壁（バリア）をなくすことです。段差の解消、手すりやエレベーター、点字案内板の設置などにより物理的な障壁をなくしたり、精神的な面での障壁をなくすことも意図しています。

※「京田辺市バリアフリー基本構想」について・・・

バリアフリー基本構想とは、高齢者や障害者、妊産婦や子ども連れの方などが日常利用する鉄道駅や生活関連施設等と、またそれらを連絡する道路を含む地区を重点整備地区として設定し、バリアフリー化の実現を図っていくことを目的として作成するものです。

あなた自身について、おたずねします

問 1

あなたのお子さんの年齢及び人数を、お答えください。

(平成22年1月1日現在でご回答ください)

【あてはまるもの全てに○印を付けて、()内に人数を記入】

1. 0歳児 (人)
2. 1歳～2歳児 (人)
3. 3歳～小学校入学前の子ども (人)
4. 小学校以上の子ども (人)

問 2

あなたは、現在、妊娠していますか。

【1つに○印】

1. 妊娠している
2. 妊娠していない

問 3

あなたは、次のどの地域にお住まいですか。

1. 大住地域
2. 田辺地域
3. 草内地域
4. 三山木地域
5. 普賢寺地域
6. わからない (お住まいの場所をご記入ください。 京田辺市_____)

問 6

あなたが外出時に、特に困ることについて、お答えください。

【妊娠時、子ども連れ時で、それぞれ、あてはまるもの全てに○印】

【妊娠時】

【子ども連れ時】

1. 歩道が少ない（ない）		
2. 歩道が狭い		
3. 歩道に起伏が多い		
4. 歩道が左右に傾いている		
5. タイル等の舗装がすべりやすい		
6. 段差やデコボコがある		
7. 溝のフタ等の穴や隙間が大きい		
8. 歩道等の電柱や標識		
9. 歩道等の店舗の陳列物や看板		
10. 歩道等の放置自転車		
11. 歩道や路肩に駐車している車		
12. 自転車の歩道の通行		
13. 横断歩道を渡るのに青信号が短い		
14. ベンチ等の休憩施設が少ない（ない）		
15. 子ども連れで安心して利用できるトイレが少ない（ない）		
16. オムツを交換する場所が少ない（ない）		
17. 授乳する場所が少ない（ない）		
18. その他		
19. 特に困ることはない		

「施設」の利用について、おたずねします。

妊娠時

問7

妊娠中に利用した市内の施設を、お答えください。【あてはまるもの全てに○印】

また、自宅からその施設への主な移動手段についても、お答えください。

【下の選択肢のア～ウから1つ選び、施設名の右側の□に記入】

【選択肢】主な移動手段

- ア. 徒歩（ベビーカー利用を含む）のみで移動
- イ. 電車、路線バスを利用して移動
- ウ. その他（自家用車、送迎車、タクシー、バイク、自転車などを利用して移動）

記入例

自宅から「路線バス」を利用して「市役所」に行く場合

① 市役所 イ

公共施設

公益施設

- 1 市役所.....
- 2 中央図書館.....
- 3 保健センター・休日応急診療所.....
- 4 社会福祉センター.....
- 5 中央公民館.....
- 6 コミュニティホール.....
- 7 北部住民センター（とうちく）.....
- 8 中部住民センター（せせらぎ）.....
- 9 田辺中央体育館.....
- 10 宝生苑（老人福祉センター）.....
- 11 常磐苑（老人福祉センター）.....
- 12 公民館（ ）.....
- 13 公園（ ）.....
- 14 その他の公共施設.....
（ ）

- 15 田辺記念病院.....
 - 16 田辺中央病院.....
 - 17 その他医療施設.....
 - 18 郵便局（ ）.....
 - 19 金融機関（銀行、信用金庫 等）
（ ）.....
- そ の 他**
- 20 スーパー・お店（その1）.....
（ ）
 - 21 スーパー・お店（その2）.....
（ ）
 - 22 飲食店.....
（ ）
 - 23 その他（ ）.....
 - 24 特にない.....

※（ ）がある選択肢を選んだ場合は、具体的な施設名を記入してください。

「施設」の利用について、おたずねします。

子ども連れ時

問 9

子ども連れ時に利用した市内の施設を、お答えください。【あてはまるもの全てに○印】

また、自宅からその施設への主な移動手段についても、お答えください。

【下の選択肢のア～ウから1つ選び、施設名の右側の□に記入】

【選択肢】主な移動手段

- ア. 徒歩（ベビーカー利用を含む）のみで移動
- イ. 電車、路線バスを利用して移動
- ウ. その他（自家用車、送迎車、タクシー、バイク、自転車などを利用して移動）

記入例

自宅から「路線バス」を利用して「市役所」に行く場合

① 市役所 イ

公 共 施 設

1	市役所.....	<input type="checkbox"/>
2	中央図書館.....	<input type="checkbox"/>
3	保健センター・休日応急診療所.....	<input type="checkbox"/>
4	社会福祉センター.....	<input type="checkbox"/>
5	中央公民館.....	<input type="checkbox"/>
6	コミュニティーホール.....	<input type="checkbox"/>
7	北部住民センター（とうちく）.....	<input type="checkbox"/>
8	中部住民センター（せせらぎ）.....	<input type="checkbox"/>
9	田辺中央体育館.....	<input type="checkbox"/>
10	宝生苑（老人福祉センター）.....	<input type="checkbox"/>
11	常磐苑（老人福祉センター）.....	<input type="checkbox"/>
12	公民館（ ）	<input type="checkbox"/>
13	公 園（ ）	<input type="checkbox"/>
14	その他の公共施設..... （ ）	<input type="checkbox"/>

公 益 施 設

15	田辺記念病院.....	<input type="checkbox"/>
16	田辺中央病院.....	<input type="checkbox"/>
17	その他医療施設.....	<input type="checkbox"/>
18	郵便局（ ）	<input type="checkbox"/>
19	金融機関（銀行、信用金庫 等） （ ）	<input type="checkbox"/>

そ の 他

20	スーパー・お店（その1）..... （ ）	<input type="checkbox"/>
21	スーパー・お店（その2）..... （ ）	<input type="checkbox"/>
22	飲食店..... （ ）	<input type="checkbox"/>
23	その他（ ）	<input type="checkbox"/>
24	特にない.....	<input type="checkbox"/>

※（ ）がある選択肢を選んだ場合は、具体的な施設名を記入してください。

問 12

あなたは、妊娠前と比較して、電車を利用する割合が変わりましたか。

【妊娠時、子ども連れ時で、それぞれ、1つに○印】

【妊娠時】

【子ども連れ時】

1. 増えた		
2. 減った		
3. 変わらない		
4. 妊娠前から電車を利用することはほとんどなかった		

問 13

あなたが電車を利用する際に、特に困ることについて、お答えください。

【妊娠時、子ども連れ時で、それぞれ、あてはまるもの全てに○印】

【妊娠時】

【子ども連れ時】

1. 電車の乗り降り		
2. エスカレーターがない		
3. エレベーターがない		
4. エレベーターが使いにくい		
5. スロープの傾斜がきつい		
6. 改札へ向かう階段が狭い		
7. ホームへ向かう階段が狭い		
7. 改札口の幅が狭い		
7. 階段やスロープの手すりが使いにくい		
8. 階段やスロープ、通路がすべりやすい		
9. トイレが使いにくい		
10. ベンチ等の休憩施設が少ない		
11. オムツを交換する場所が少ない(ない)		
12. 電車では座れないことがよくある		
13. 自宅から駅や駅から目的地への移動		
14. 駅の近くに駐車場がない(少ない)		
15. その他 ()		
16. 特に困ることはない		
17. 電車を利用することはない		

「バス事業者が運行しているバス」の利用について、おたずねします。

問 14

あなたは、妊娠前と比較して、路線バスを利用する割合が変わりましたか。

【妊娠時、子ども連れ時で、それぞれ、1つに○印】

【妊娠時】

【子ども連れ時】

	【妊娠時】	【子ども連れ時】
1. 増えた		
2. 減った		
3. 変わらない		
4. 妊娠前から路線バスを利用することはほとんどなかった		

問 15

あなたが路線バスを利用する際に、特に困ることについて、お答えください。

【妊娠時、子ども連れ時で、それぞれ、あてはまるもの全てに○印】

【妊娠時】

【子ども連れ時】

	【妊娠時】	【子ども連れ時】
1. バスの乗り降り		
2. バス停にベンチ等の休憩施設が少ない（ない）		
3. バス停に屋根が無く雨に濡れる		
4. バスでは座れないことがよくある		
5. 自宅からバス停やバス停から目的地への移動		
6. その他		
7. 特に困ることはない		
8. バスを利用することはない		

資料8.パブリックコメントの結果

1.パブリックコメントの募集方法

本基本構想策定に係るパブリックコメントは、市の「パブリックコメント実施要綱」に基づき次の方法により実施し、意見募集を行いました。

(1) 公開方法

①市広報に掲載

平成23年3月1日号「広報きょうたなべ」に意見の募集概要を掲載。

②市ホームページによる公開

基本構想素案を市ホームページに掲載し、意見を募集。

③各施設での配置閲覧

下記の施設に基本構想素案を配置し、意見を募集。

なお、各閲覧場所には通常版・文字拡大版・音声録音版(CD)を配置しました。

市役所（都市計画課）	中央図書館
図書館北部分室（北部住民センター内）	図書館中部分室（中部住民センター内）
社会福祉センター	三山木福祉会館

(2) 意見の提出方法

①電子メール

②郵送

③窓口へ持参

2.意見募集期間

平成23年3月1日（火）～3月31日（木）

3.意見募集の結果と提出された意見の概要及び意見への考え方

(1) 募集意見の結果

意見提出者 : 1名

意見総数 : 6件

(2) 意見要旨と市の考え方

	意見要旨	市の考え方
1	「路外駐車場」は本市にはないことは理解するが、規定に満たない駐車場へ市として指導等はできないのか。	路外駐車場について、生活関連施設の対象となるのは、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上でかつ有料という要件があることから、重点整備地区にはその対象施設がなく記述していません。しかし、全ての施設に対して、バリアフリー化への理解と協力を求める啓発活動を行います。
2	「協議会」が実際何をしているのか、よくわからない。代表を出している各種団体の意向は反映されているのか。	「協議会」は、市長に基本構想を具申するため、基本構想の策定に必要な事項について、調査及び協議を行っています。また、委員は各種団体の代表者として参画いただいております、その意向が反映されているものと考えております。
3	「第3章 2. 主な公共施設等の現況」調査の「視点」があいまいではないか。点字ブロックの継ぎ目など、細かな部分が調査されていない。	現況調査項目は市民によるタウンウォッチングに先立ち、本市域の主要な施設にどのようなバリアフリー上の課題があるのかを把握するために、前もって事務局が挙げた項目です。「点字ブロックの継ぎ目など」の詳細調査はタウンウォッチングにおいて行っています。
4	「広報や教育、市民活動を通じて推進する」とあるが、具体策がみえてこない。	バリアフリー推進のためには市民の皆様と行政の協働が不可欠であると考えています。そのため、市の各種の広報や職員教育、学校教育、市民活動を通じて広報活動、教育を推進していきたいと考えています。
5	「ソフト施策の展開」にある組織や計画のスパイラルアップはいつどこで行うのかよくわからない。	基本構想策定後は、基本構想の内容について（仮称）バリアフリー基本構想推進市民会議や庁内推進委員会を年1回程度開催し、点検・改善を行うスパイラルアップによる取り組みを行っていきます。
6	バリアフリー推進のためにも庁内の各課が施策を享受する側の立場に立った努力をしてほしい。	当初からご意見のような姿勢で取り組んでおり、今後もその努力を継続していきます。

資料9. 用語の説明

あんしん歩行エリア
「あんしん歩行エリア」とは、国土交通省と警察省が、歩行者・自転車の通行が多い住宅地・商業系地区で、交通事故率が高く、緊急に安全対策が必要であると指定したエリアのことです。
横断勾配
排水等のために道路面に付けられている勾配で、進行方向に向かって右から左へ、または左から右へつけられている勾配です。
音響式信号機
音響により、歩行者用信号機が青色になっていることを視覚障がい者に知らせるための装置です。現在、擬音式（ピヨピヨ、カッコー）とメロディー式の2種類が採用されており、擬音式のうち、対面するスピーカーから時間差で擬音を発することによって、視覚障がい者が横断方向を把握しやすくなる「異種鳴き交わし方式」（ピヨ→ピヨピヨ、カッコー→カカッコー）の装置の設置が進んでいます。
オストメイト
直腸がんや膀胱がん等により、臓器に機能障害を負い、腹部に人工的に排泄するためのストーマと呼ばれる排泄口を持っている人のことです。
オストメイト対応器具
オストメイトがストーマ等を洗浄するための器具のことです。
介護福祉タクシー
高齢者や障がい者等、移動に制約がある人が家の出入口から病院・施設等の出入口までの移動が可能になるサービスとして、車イス利用者や寝たきりの人の輸送を目的に車イス・寝台（ストレッチャー）のまま乗降できるリフトなどを備えた専用のタクシー車両のことです。
カラー舗装
交通安全対策上、道路機能を高めるために、路側帯を着色した舗装のことです。
街路樹サークル
樹木の根元部分をより自然に近い状態（日光・水分・空気等）に保ち、その健全な育成を促すことができる、鋳鉄製の樹木保護盤です。また、歩行スペースとしても有効に活用することができます。
河川管理用通路
河川巡視、水防活動や災害復旧工事のために設けられた、堤防上の通路です。

輝度比

輝度とは、対象の物体から発せられる（反射する）単位面積あたりの光の量のことです。
輝度比とは、別々の物体の輝度の差のことです。

共存道路

歩車共存道路のことで、歩行者と自転車・車との共存利用を図る道路のことです。

京田辺市福祉のまちモデル地区

「京都府福祉のまちづくり条例」を踏まえ、不特定多数の人が利用する公共性の高い施設が集まっている地区をモデル地区として指定し、バリアフリー促進を図っていかこうとするものです。京田辺市においては2地区（新田辺駅から市役所周辺、松井山手駅周辺）が指定されています。事業促進のために「モデル地区整備促進助成制度」を設けています。

協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせ活動することです。

切り下げ

車両が民地（駐車場）等に入り入れできるように歩道等の一部を斜めに擦りつけている場所や、歩道の両端部で歩道と車道の高低差を合わせるため斜めに擦りつけている場所のことです。

グレーチング

鋳鉄や鋼鉄製の金物でできた網状のふたで、歩行者等の転落を防止するために側溝等の上に設置するものです。

高齢化率

総人口に占める65歳以上の人口比率のことです。

コミュニケーションツール

言葉によるコミュニケーションが苦手な人のために作られた、意志や情報を伝達する道具のことです。

コミュニケーションボード

コミュニケーションツールの1つで、絵記号を利用してコミュニケーションを行うよう作成されたパネルのことです。



<p>コーン</p> <p>道路や工事現場等の規制や区分けを目的として置かれる高さ約 70cm 前後の円錐 (Cone) 形の保安器具のことです。</p>
<p>敷石</p> <p>通路・玄関・庭等に敷き並べた平らな石のことです。</p>
<p>事業者協議シート</p> <p>バリアフリー基本構想策定過程において、特定事業に取り組む生活関連施設・生活関連経路について、施設管理者と協議を行う際に使用するシートのことです。</p>
<p>自由通路</p> <p>鉄道駅の構内を横断する通路のうち、鉄道利用者に限らない歩行者（あるいは自転車）が通行する通路です。</p>
<p>重点整備地区</p> <p>生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であり、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要とされ、また、移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが有効な地区をいいます。</p>
<p>触知案内板</p> <p>視覚障がい者が触って分かる点字や線で表示されている案内板のことです。</p>
<p>身体障害者手帳</p> <p>身体に障がい者が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳のことです。</p>
<p>スパイラルアップ</p> <p>PDCA サイクルにおいて、最後の「A (Action : 処置)」での改善内容を「P (Plan : 計画)」へ反映させることにより、管理マネジメントを継続的に向上させることを意味しています。円を描く PDCA サイクルを上へ上へと伸ばしていく、つまり螺旋を描くように向上 (spiral up : スパイラルアップ) させるため、このように呼ばれます。</p>
<p>精神障害者保健福祉手帳</p> <p>精神障がい者が、様々な支援施策を利用するために必要な手帳のことです。</p>
<p>生活関連経路</p> <p>生活関連施設間を結ぶ道路、駅前広場や建物内及び敷地内にある通路等のことです。</p>

<p>生活関連施設</p> <p>高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のことです。</p>
<p>タウンウォッチング</p> <p>まちを実際に歩き、良いところや問題点を発見し、まちづくりのアイデアを見つけ出し、いくことです。</p>
<p>タッチパネル</p> <p>液晶パネルのような表示装置とタッチパッドのような位置入力装置を組み合わせた電子部品のこと、画面上の表示に触れることで機器を操作する入力装置のことです。</p>
<p>多目的トイレ</p> <p>車イス利用者だけでなく、オストメイト（人工肛門や人工膀胱の保持者）、乳幼児連れの家族、妊婦、高齢者等が利用可能な複数の機能を有したトイレのことです。</p>
<p>超高齢社会</p> <p>高齢化率が21%を超える状態のことです。 なお、高齢化率が7～14%の状態を高齡化社会、14～21%の状態を高齡社会と言います。</p>
<p>低床バス</p> <p>通常のバスより床面が低いバス。地面から床面までの高低差が55cm程度で乗降ステップが1段のワンステップバスと、25～30cm程度で乗降ステップのないノンステップバスがあります。</p>
<p>電光掲示板</p> <p>発光ダイオード（LED）や液晶、電球などを用いて情報を発信するための掲示板です。駅の行き先表示等に使用されています。</p>
<p>特定建築物</p> <p>多数の者が利用する建築物で法令に定められたものをいい、学校、病院又は診療所、集会場等22項目の用途があります。</p>
<p>特定公園施設</p> <p>移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める12項目の公園施設と、その施設間の経路を構成する園路等のことです。</p>
<p>特定事業</p> <p>施設管理者等が、バリアフリー基本構想に即して実施する事業のことです。</p>

特定旅客施設

1日あたりの乗降客数が5,000人以上の旅客施設のことです。特定旅客施設も生活関連施設に含まれます。

特別特定建築物

特定建築物のうち不特定多数の者が利用するもの、又は主として高齢者、障がい者等が利用するもので、特別支援学校、病院又は診療所、集会場等19項目の用途があります。

都市公園

地方公共団体が、都市計画区域内に設置する公園又は緑地のことです。

内方線（ホーム縁端警告表示）

視覚に障がいのある人が駅のプラットホームを利用する際、点字ブロックよりホーム中心側にいるか線路側にいるかを知らせるもので、ホームからの転落事故の防止に効果があります。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、地域の中でもに生活する社会こそが当たり前の社会であるという考え方のことです。

バスの正着

バスの乗降口と歩道との間を空けずに停車することです。

バリア

障壁のことです。

バリアフリー

高齢者、障がい者等が社会生活に参加する上で支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態のことです。

標準案内用図記号（ピクトグラム）

伝えたいイメージが一見して理解できるよう、絵文字等により表現したサインのことです。交通エコロジー・モビリティ財団により125種類の標準案内用図記号が公表されています。






お手洗い



エレベーター

PDCAサイクル

品質管理や生産管理業務などを進める上でのマネジメントサイクルのひとつで、構成される4要素「P（Plan：計画）D（Do：実施）C（Check：評価）A（Action：処置）」の頭文字を取って付けられた名称のことです。

<p>ベビーカーマーク</p> <p>ベビーカーを折りたたまずに、バスに乗車できることを示すマークのことです。バスの乗車口に付近に貼付されています。</p>	
<p>ベビーカーチェア</p> <p>トイレで赤ちゃんを無理なく安全に座らせておくことができるイスのことです。</p>	
<p>マウント式歩道</p> <p>歩道形式のひとつで、歩道面と縁石天端の高さが同一である構造のことです。車道から歩道面までの高さが概ね15～20cmあります。</p>	
<p>マタニティマーク</p> <p>外見からは判別し難い妊娠初期の妊婦に対する理解を得るために、妊婦自らが身に付けるマークのことです。</p>	
<p>耳マーク</p> <p>自治体、病院、銀行等に掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば必要な支援を行うという意思を示すマークのことです。</p>	
<p>誘導ブロック（視覚障害者誘導用ブロック）</p> <p>視覚に障害のある人が杖や足の裏の触覚でその存在や大まかな形状を確認できるような突起をつけたブロックのことで、一般に点字ブロックとも呼ばれます。注意喚起のための点状ブロックと行く先を誘導するための線状ブロックがあります。</p>	
<p>ユニバーサルデザイン</p> <p>年齢や性別、身体的能力等人々の様々な特性や違いを超えて、全ての人が利用しやすいことを初めから考慮してまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行う考え方のことです。</p>	
<p>ユニバーサルベッド</p> <p>多目的トイレ等、比較的広い場所に設置する成人用のベッドのことです。</p>	
<p>療育手帳</p> <p>知的障害児（者）が福祉サービスを利用するために必要な手帳のことです。</p>	
<p>路外駐車場</p> <p>道路の路面外に設置される駐車場のことで、不特定多数の人が利用できる、面積500㎡以上かつ有料となっている駐車場のことです。</p>	

路側帯

歩行者の通行のために、歩道の設けられていない道路の路端寄りに、道路標示によって設けられた帯状の部分のことです。

ローカウンター

来客者に対して着座して対応する、デスクやテーブルと同程度の高さのカウンターのことです。

ワークショップ

体験型の講座で、企業研修や住民参加型まちづくり等における合意形成の手法のことです。

京田辺市バリアフリー基本構想（田辺地区）

発行日 平成 23 年 6 月
編集・発行 京田辺市 建設部 都市計画課
〒610-0393 京都府京田辺市田辺 8 0
TEL (0774) 63-1122 (代表)

重点的にバリアフリーに
取り組みます

高齢者・障がい者等がよく利用す
る場所や多くの人が集まる場所、
また、高齢者・障がい者等が出かけ
たい場所を、優先的にバリアフ
リー化していきます。

既存施設の活用を図ります
生活や暮らしに関わる既存施設
を、バリアフリーの視点から見直
し、改善・改修を図ります。

ハード整備と共に、
ソフト面の心の
バリアフリーを推進します

施設や道路の整備だけでなく、広
報や教育、市民活動を通じて、心の
バリアフリーにも取り組みます。

協働のまちづくりを推進し、
段階的・継続的に
バリアフリーに取り組みます
基本構想策定後、市民・施設管理者・
行政等が協働しバリアフリー事業
に取り組みます。また、事業後も持
続した整備・適切な維持管理を行
い、市民・施設管理者と協議を続け
ながら、さらなる改善を目指します。

全ての市民が
街へ出かけることができ、
バリアフリーの街を目指します。

